

# 平成25年度一般会計予算特別委員会会議録

平成25年3月12日(火)

(開会)10:00

(閉会)16:54

委員長

ただいまから、平成25年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付しております審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、お諮りしていきます。次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は7つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで、質疑をお願いいたします。次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、限られた時間の中での委員会でございますので、単純な確認のみの質疑や質疑の導入部分のご発言はできるだけ割愛していただきますよう、ご協力をよろしくをお願いします。

最後に、審査の過程で、対象となる款に関係の無い方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第8号 平成25年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部におたずねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますか。

財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。

要求のありました資料は、全て提出させていただきますが、宮嶋委員から要求のありました、資料要求一覧表2ページ一番下の段の「同和団体収支報告書2010年度、2011年度」につきましては、別資料の交付団体の状況資料に含んで提出をさせていただいております。

委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ただいま配付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

(配付)

それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

財政課長

予算の概要について説明をさせていただきます。配布いたしております「平成25年度予算

資料」をお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。予算額につきましては、一般会計で625億7600万円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、38億2600万円、率にして6.5%の増となっております。なお、今議会に平成24年度補正予算といたしまして追加提案をいたしております“国の補正予算(第1号)関連事業”につきましては、平成25年度以降の実施予定事業の前倒しを行うものでございますが、予算調整時期の関係で平成25年度当初予算にも重複して計上されております。この重複分につきましては、新年度補正予算において減額等の調整をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめまして、左側に予算書のページを記載しております。このうち主なものについて、ご説明いたします。まず、歳入でございますが、市税は、24年度の決算見込等を基に経済状況等を勘案し、総額で132億3017万5千円を計上いたしております。うち法人市民税で、国の法人税率引下げによる課税標準額の減を約1億800万円見込んでおりますが、市たばこ税の県からの税源移譲による影響額約1億4400万円の増などにより、全体で1800万円ほどの増額となっております。地方交付税は、普通交付税で前年度より5000万円少ない149億円を計上しております。臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額では平成24年度決定額より約1億3600万円(0.8%)の減額を見込んでおります。また、特別交付税につきましては、前年度同額の18億円を計上いたしております。

2ページの下から3ページ、4ページにかけて記載しております国庫支出金および県支出金につきましては、本市の主要施策である浸水対策、小中学校整備、中心市街地活性化ほかの本年度実施予定事業に係る国・県の負担金、補助金および交付金を計上しております。

4ページをお願いします。繰入金の地域振興基金繰入金は、平成23・24年度に市町村振興協会から配分され積立てている基金の一部について、定住促進事業等の財源として活用するものでございます。

5ページをお願いいたします。諸収入の児童クラブ利用料につきましては、平成25年度からの改定により、約1500万円の増を見込んでおります。

市債は、6ページにかけて記載しております。臨時財政対策債23億6000万円を含み、過疎債ハード事業分等の地域振興事業債や、合併特例債を活用いたします病院事業会計出資債、清掃・し尿処理施設整備事業債、浸水対策事業債、中心市街地活性化事業債、小・中学校施設整備事業債など、総額で91億590万円を計上いたしております。うち合併特例債は62億5420万円となります。これに学校給食事業特別会計計上分1億1380万円を加えますと平成25年度当初予算計上分が63億6800万円となります。借入額累計は、平成23年度繰越事業分以降は予算ベースとなりますが、183億8320万円で、これを限度額から差し引いた発行可能残高は280億7680万円となります。この数字につきましては、追加でご提出しております資料の14ページに合併特例債の活用状況を添付しております。ご参照ください。

次に、6ページの歳出ですが、職員人件費の一般および特別会計の総額は、退職等により前年度より約9000万円少ない77億1547万2千円を計上いたしております。職員数は、一般職で任期付雇用職員を含み7人の減となっております。

7ページをお願いいたします。総務費の一般管理費のうち市交際費は、前年度比で10%減額し計上しております。

8ページをお願いいたします。企画費の自治基本条例策定経費では、平成25年度の制定を目指し、検討・策定作業に要する経費を計上いたしております。地域振興費の八木山線バス路線維持負担金の減額は、路線廃止によるものであります。まちづくり支援事業費は、人材や地域資源を掘り起こし、地域独自のまちづくりを支援しようとするもので、本年度は地域課題を

解決するツールとして、筑穂庁舎内に地域で運営する“ふれあい広場”を整備し、運営が軌道に乗るまでの間の支援として、地域特産品ビジネス等支援事業費補助金を交付しようとするものでございます。まちづくり協議会活動推進補助金は、協議会に対し本格稼働に向けた準備経費等として、15万円の補助をするものであります。

9ページをお願いいたします。人権同和推進費の川島集会所建替事業費は、県道鯉田中線事業に伴う川島集会所の移転建替に係る用地購入費等の経費を計上しております。本庁舎建設費の新庁舎建設事業費では、債務負担行為分の建設工事設計委託、および平成26年度予定の第1別館解体に向けたサーバー室移設等工事の事前実施、などを行うものでございます。諸費の老朽危険家屋解体撤去補助金は、本年度新規事業として実施いたしますが、解体撤去費用の一部について50万円を限度に補助することで、生活環境の保全等を図るものでございます。

10ページをお願いします。選挙費では、参議院議員選挙および市長選挙執行に係る経費を計上いたしております。民生費の高齢者福祉費の介護基盤緊急整備補助金は、10分の10の県補助を活用いたしまして、地域密着型介護老人福祉施設の整備費に対し補助するものであります。

11ページをお願いします。高齢者運転免許証自主返納促進事業費につきましては、昨年度から実施しておりますが、自主返納をされる方が当初の計画より多くあり、本年度は増額計上いたしております。障がい者福祉費の車いすテニス啓発事業補助金は、県のテニスコートが新設されることを受け、車いすテニスの選手を招へいして実施する啓発事業に対し、交付するものです。

12ページをお願いします。障がい者自立支援給付費では、サービス利用者の増加に伴い介護給付費および訓練等給付費ともに前年度より大きく伸びております。サン・アビリティーズいづか空調設備改修事業費は、設備老朽化のため合併特例債を活用して実施するものでございます。

障がい者福祉計画策定経費は、第3期の計画策定に係るものでございます。児童福祉総務費の子ども医療費では、予算額としては減少していますが、平成25年7月より新たに小学4年生から6年生までを入院医療費自己負担軽減措置の対象とする経費を含んで計上しております。

児童措置費の私立保育所整備事業費補助金は、県の子育て応援基金を活用し鎮西ひかる保育園以下5園の改築等に係る経費を補助するものであります。

13ページをお願いいたします。保育所費の子育て支援センター事業費で、市内4か所の支援センターを直営から民営に切り替え、新規に委託料を計上しております。

青少年対策費の児童センター管理運営費等の増額は、主に利用料の改定に伴う遊戯室への扇風機取付費の増によるものです。休日等子育て支援事業委託料は、本年度より市内児童センター1カ所において、小学1年～4年生を対象に休日の一時預かりを実施するものでございます。

14ページをお願いいたします。庄内児童館大規模改修事業費は、庄内幼稚園の移転に伴い跡施設を児童館として活用するため、改修工事費等を計上いたしております。生活保護総務費の欄の5つ目の黒丸です。子どもの健全育成支援事業委託料は、被保護世帯の子どもに対し、生活指導、学習指導、居場所の提供等を実施するものであります。生活保護扶助費につきましては、対前年度の伸び率等を基に予算編成している関係で約4億3000万円の減額となっております。

15ページをお願いいたします。衛生費の環境対策費で、再生可能エネルギー発電設備導入検討事業費を計上しておりますが、これは市内での再生可能エネルギー導入の可能性を調査し、事業化等の基礎データとするものです。住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、実施3年目になりますが、平成24年度決算見込額と同額を計上いたしております。病院費の病院事業会計補助金は、病床および救急病院等に係る普通交付税基準財政需要額算入分と、合併特例債

を活用して実施します市立病院の一部建替え事業および医療機器購入分の出資金を計上いたしております。清掃総務費の旧清掃施設跡地管理費では、各埋立地の環境等調査委託料および覆土処置を行うための調査測量設計委託料等を計上しております。

16ページをお願いいたします。ごみ処理費の清掃工場電気・機械設備等更新委託料は、合併特例債を活用し実施しておりますが、計画期間を1年延長し単年度の事業費を減額しております。また、同施設の屋根のひさし部分を撤去する改修工事も実施いたします。清掃工場と同様に、リサイクルプラザや環境センターにおきましても、合併特例債を活用して機械設備および電気計装設備の更新事業を実施いたします。労働費の労働諸費では、緊急雇用対策事業費として県の臨時特例基金を活用し、雇用創出のための5事業について計上しております。

17ページをお願いいたします。農業振興費では、転作等推進補助金など農業振興のための各種補助事業費を計上いたしております。このうち農業振興対策補助金で、地域特産品等の広報・販路開拓事業として今後3カ年実施するため、新規に100万円を増額計上しております。

18ページをお願いいたします。農業土木費の農村環境整備事業費では、県補助事業として菰ため池改修事業以下3件のため池護岸改良事業、揚水ポンプ設置工事を実施し、巡出ため池改良事業以下3件の県営事業負担金を計上いたしております。また、農業施設関係の浸水対策事業として、合併特例債を活用いたしまして、以下に記載しております用排水路および貯水施設の改良事業などを実施いたします。前年度比で約6100万円増の予算計上となっております。

19ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費の地域活性化商品券発行事業補助金は、本年度で5回目の実施となりますが、プレミアム商品券のプレミアム分2000万円のうち県補助と事業実施者の負担を除く1000万円を補助するものであります。大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金は、本年度新規に取り組みます事業で、大規模太陽光発電設備を設置した者に対し、固定資産税・償却資産税額の6分の1を補助するものでございます。医工学（医療と工学）連携推進事業費では、新産業創出戦略プロジェクト支援補助金を拡大し、海外産業等交流事業を実施するなどにより、大学研究開発の実用化への展開や地域企業の参入支援、研究機関等の誘致を図るものでございます。

20ページをお願いいたします。中心市街地活性化事業費は、昨年度に引き続き活性化基本計画に基づく逆玉手箱実践商店街事業以下4件の各種ソフト事業を実施いたします。消費者行政推進費の消費生活センター費では、平成25年4月より嘉麻市・桂川町との共同設置となり、各市町の負担によるセンター運営経費を計上しております。観光費の飯塚観光協会補助金のうち、筑豊飯塚観光案内人事務局運営事業では、ボランティアガイドの方々の実費補償等を新たに行うもので、観光企画事業につきましては、旧伊藤邸を中心としたひいなのみつりおよび5月人形展の企画・宣伝活動費を増額し、観光協会の活動強化並びに事業の拡大を行うものでございます。サンビレッジ茜の浴室増築工事等、および筑豊ハイツの屋上防水工事等の整備事業費をそれぞれ新規に計上いたしております。

21ページをお願いいたします。土木費、土木総務費の住宅リフォーム補助金は、地域経済の活性化と転出抑制を図るため引き続き実施するもので、24年度決算見込額と同額を計上しております。また、マイホーム取得奨励補助金につきましても、昨年度に引き続き定住促進のための事業として実施するもので、市外居住者が市内に新築または中古住宅を購入する際の費用の一部を助成するものでございます。道路橋りょう新設改良費では、以下に記載しておりますように各所改良工事の外、新飯塚・川島1号線道路改良事業以下3路線の道路改良事業を新規で計上し、東勢田・新立線以下4路線の道路新設・改良事業を継続して実施いたします。また、中心市街地活性化事業として、以下に記載の新飯塚地区4路線、飯塚本町地区2路線の歩行者空間整備事業を実施いたします。この歩道空間整備事業は冒頭で、ご説明いたしましたように、国の補正予算第1号の対象事業となりましたので、こちらを24年度の補正追加提案分として重複して計上している分でございます。

22ページをお願いいたします。都市計画総務費の中心市街地活性化事業費では、基本計画に掲げております飯塚本町東地区整備事業、ダイマル跡地コミュニティビル整備事業、吉原町地区（西鉄バスセンター周辺）の再開発事業および都市サイン整備計画策定に係る経費につきまして、前年度比約18億7000万円増の21億4544万円を計上するもので、国の交付金や合併特例債を活用して実施いたします。このうちの一部につきましても、国の補正予算第1号の対象事業となっております。街路事業費の中心市街地活性化事業では、新飯塚・潤野線の道路拡幅事業に係る調査測量設計委託料を計上いたしております。公園費では、公園長寿命化計画策定支援委託料を計上し、都市公園等の調査等を実施いたします。また、大将陣公園遊具設置工事は、老朽化したローラー滑り台を撤去し、コンビネーション遊具を設置するものでございます。先ほどの長寿命化計画、それとこの大将陣公園の設置工事、この2件につきましても国の補正予算第1号の対象事業となっております。

23ページをお願いいたします。都市公園桜再生事業費は、勝盛公園等の桜の古木を撤去し土壌殺菌等の必要な措置を行い、若木を植樹するなどの植栽工事を実施するものでございます。

いづか花の玄関事業費は、本市の玄関口であるJR九州の駅・峠を花で飾り、市のイメージアップを図るもので、本年度は新飯塚駅前広場の植栽工事を実施いたします。公園費の中心市街地活性化事業として、飯塚緑道を街なかのウォーキングコースや快適な歩行空間とするため、その整備工事を計上しております。下水道費の浸水対策事業費につきましては、主な財源として合併特例債を活用いたしまして、基本計画に基づき、以下に記載しております排水ポンプ場、排水路改修等の調査測量設計委託料、および排水ポンプ設置、雨水幹線整備、貯留施設新設などの各事業費を、前年度とほぼ同額の約8億1400万円計上いたしております。

24ページをお願いいたします。住宅建設費の川島公営住宅建替事業費につきましては、本年度より建替え工事に係る経費等を計上するものでございます。消防費の消防施設費では、飯塚方面隊第8分団八木山分隊の消防団車庫等建替事業、および穂波第6分団と飯塚第5分団片島分隊の消防自動車購入経費を計上いたしております。災害対策費では、債務負担行為分の地域防災計画改訂支援委託料を計上しております。地震対策、原子力災害対策等の見直しを行うものでございます。

25ページをお願いいたします。教育費の学力向上推進事業費は、基礎学力の向上を目指して24年度から実施しておりますが、別途計上しております小学校1校・中学校2校のモデル校の補助教材費とともに、アドバイザー等講師招へいのための経費を計上いたしております。

学校間ネットワーク構築委託料は、次期ネットワークシステムを構築するもので、平成26年度の稼働開始を予定しております。人権同和教育費の人権同和啓発推進事業費のうち人権同和啓発事業委託料につきましては、市職員等から委託指導員に切り替えて実施するため増額となっております。

26ページをお願いいたします。教育用情報機器リプレイス事業費では、本年度更新を予定しております小学校13校分の教育用パソコンの備品費等を計上しております。

校外活動費補助金は、これまで保護者負担により実施しておりました校外活動に係る経費の一部を補助するものでございます。小学校整備費では、菰田小学校の教室棟部分解体、内部・外壁部分改修などの大規模改造工事および片島、八木山および高田の各小学校の太陽光発電設置に係る工事費等を計上しております。この太陽光発電設置にかかる経費につきましても、国の補正予算第1号の対象事業となっております。補正でも重複して計上させていただいている部分でございます。なお、記載はございませんが、25年度に実施を予定しておりました鯉田、飯塚東、飯塚、片島、八木山、高田、計6校の大規模改造事業につきましては、昨年末に閣議決定された国の経済危機対応・地域活性化予備費等の対象事業となりましたため、補正予算に計上し、24年度の繰越事業として実施いたします。鎮西地区および穂波東地区の小中学校統合事業では、実施スケジュールの変更等により平成24年度予算を減額いたしまして、平成

25年度に組み替えるものでございます。なお、併設を予定しております児童館・公民館の建設事業費につきましても同様の補正を行っております。穎田小中学校統合事業費は、既存校舎・屋体解体および外構・プールの工事費等を計上いたしております。これにつきましても、国の補正予算第1号の対象事業となっております。中学校管理費の八木山地区スクールバス運行委託料は、路線バス廃止に伴い新規に計上するものでございます。また、次の予約乗合タクシー利用中学生運賃負担金は、スクールバス運行時間外の利用運賃分を負担するものでございます。

27ページをお願いいたします。中学校整備費では、目尾・幸袋小中学校統合事業費として、小学校整備費と併せ設計委託料等を計上いたしております。なお、こちらに記載はしてありませんが、25年度に実施を予定しておりました飯塚第二中学校の大規模改造事業につきましては、地域活性化予備費等の対象事業となりましたため、補正予算に計上し、24年度の繰越事業として実施いたします。また、鎮西地区および穂波東地区の小中学校統合事業は、小学校費と同様に平成25年度に組み替えるものでございます。飯塚第一中学校増築等事業費は、飯塚三中、菰田中との統合による増築工事費等を計上いたしております。このうち太陽光発電設置に係る工事費は、国の補正予算(第1号)に伴う対象事業として、なっております。幼稚園費では、認定こども園整備の関連事業として、かいた幼稚園解体工事を実施いたします。

28ページをお願いいたします。公民館費の施設予約管理システム構築委託料は、以下に記載しております中央公民館等の貸館予約システム導入に係るものでございます。文化財保護費の文化財収蔵庫建設事業費は、昨年度の地盤調査および工事設計委託料に引き続き、合併特例債を活用した建設工事費を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。社会教育施設費では、生活体験学校進入路確保事業として道路法面改良工事の調査測量設計委託料等を計上いたしております。

文化会館費の文化会館改修事業費では、合併特例債を活用した大規模改修工事として、外壁防水塗装等改修工事などを計上いたしております。保健体育総務費の全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金は、本年8月の大会開催に係る経費負担金でございます。保健体育施設管理費では、健康の森公園市民プール中央監視装置更新委託、穎田野球場バックネット改修工事などを実施いたします。

30ページをお願いいたします。公債費総額は57億2510万円で、前年度に比べて約8億3600万円の減となっております。臨時財政対策債および合併特例債分の償還費は増加しておりますが、一般廃棄物処理事業債の償還費が大幅に減少したことなどによるものであります。

継続費は、飯塚本町東地区土地区画整理事業支援業務委託料につきましても、平成28年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

繰越明許費は、私立保育所整備事業費補助金以下13件につきましても、年度内の完了が見込めないため設定するものでございます。

債務負担行為でございますが、市長選挙印刷製本費以下8件につきましても、債務が後年度にまたがりましますので設定するものでございます。

43ページ以降に一般会計等の前年度との比較資料等を添付しております。増減の主なものについては、予算概要書の中で説明いたしましたので、比較表の説明は省略させていただきます。

このうち58ページをお願いいたします。各会計別の年度末市債現在高見込額の表を添付しております。一般会計では、平成24年度末で前年度より約41億円の増加を見込んでおります。このうちの一部につきましても、国の補正予算第1号の対象事業となっております。うち合併特例債は、約52億5000万円の増加となります。

59ページをお願いします。基金の状況表を添付いたしております。上から1行目の財政調

整基金につきましては、年度末残高が24年度決算見込では約63億4400万円、当初予算計上時点での25年度末残高では約63億6400万円を見込んでおります。2行目に記載しております減債基金を加えますと合計で約95億1300万円の残高を見込んでおります。なお、24年度の決算で剰余金が発生した場合には、その2分の1を財政調整基金に積み立てることとなりますので、若干増加することとなります。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入りますが、質疑をされる際には、予算書または資料のページ数と費目を示して、質疑されますようお願いいたします。

まず、第1款 議会費及び第2款 総務費、48ページから89ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております、55ページ、総務費、文書広報費、市誌編さん業務委託料について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

55ページ、総務費、文書広報費についてお尋ねしますが、この中の市誌編さん業務委託料についてお尋ねいたします。これ、合併後10年たった時点を目指して作るということで、やられてきておると思いましたが、既に合併後7年が過ぎ8年目を迎えようとしております。以前の質問では、大きく言ったら2つに分類して編さんしていったというふうには聞いておりますけれど、現時点でどこまでできておるのか。内容的に大きなこういうやつは、ページ数もあるわけですが、第1章、第2章、第3章とかいろいろあると思うんですけど、その辺の分類はどのような形になってきておるのかですね、お示し願いたいと思います。

文化財保護課長

文誌編さん業務につきましては、新市合併10周年になります平成28年3月完成を目指して、現在編さんを進めているところでございます。これにつきましては、初年度が平成23年度でございまして、平成23年12月21日に編さん委員会を開催いたしまして、飯塚市史編さん委員会設置要綱、編さんの基本方針、飯塚市史の構成、目次等につきまして検討をいただきまして、了承を受けております。また、本年度24年度につきましては、編さん委員会のもとに企画編集有識者会議及び編集会議をつくりまして、平成24年6月22日から4回にわたりまして、各部会の構成、執筆者候補、署名、監修、字詰め、体裁、執筆要綱等について検討を行いました。現在、各執筆者では収集資料の抽出と整理、資料調査、各市民の皆さんからの聞き取り調査を市内で実施しているところでございます。この中で、市誌構成にいたしましては、上、中、下の3巻構成で各巻900ページ、1,000部を作成する予定にしておりますが、2巻につきましては、歴史的に古いところから新しい方へ、元始、古代、中世、近世、近代、現代の順で歴史的な変遷を、数値的に編さんいたします。各部門350ページ前後を検討しております。また、3巻目につきましては、今まで編さんしておりました行政誌編、それから市民の皆さまの昔の暮らしを記録します民族編を編集する予定にしております。

道祖委員

28年3月を目標に進んでいっておるということで理解いたしますけれど、できればもう合併して7年を過ぎて8年目ということですから、今課長がご答弁されたように、そういうふうな大まかな項目、3巻のね。決まっておるならばこういうことでやっているということ、やはり市民に知らしめるというようなことをやっていった方がよしいんではないかと思うんです。というのは、大体本を買うときに、いろいろな資料をとるときに、項目で宣伝してくるじゃないですか。こういうものをつくっています。わかりますかね。いろいろな法律解説書にしても、こういうものをつくって、必要ありませんかというようなことがあるじゃないですか。そういうことをすれば、市誌編さんというのがどういうことやおるのか市民の目につくわけですよ。23年からやられておりますけれど、まだそういうものが1回も示されていないの

で、できればある段階で示していただきたいなど、今ご答弁した内容がまとまっているんだっ  
たらね。この場で示せときちっと出せとは言いませんけれど、担当の委員会等があると思いま  
すので、早急に出して、市民に示した方よろしいじゃないかと私は思いますけれど、課長どう  
思いますか。

文化財保護課長

質問者の言われますとおり、章立て等の大まかなものが決まっておりますので、これにつ  
きましては、来年度、25年度が実際、執筆にも入っていきますので、所管の委員会等に報告い  
たしまして、また市報等には掲載をいたしまして、広く市民の皆さんにお知らせしたいとい  
ふふうに考えております。

委員長

同じく市誌編さん業務委託料について、明石委員に質疑を許します。

明石委員

大体いま、道祖委員が聞かれましたけれど、私は1点だけ、旧各町でおそらく歴史的な市誌  
編さんがされていると思いますけれど、そういうものは参考にされているのかどうかというこ  
とで、例えば筑穂町なんかもありましたですね。

文化財保護課長

旧市誌等につきましては、今ご指摘がありましたように、旧筑穂町誌につきましては平成  
15年に、すでに刊行されております。現在、旧市誌につきましては、その当時使用されまし  
た資料等を編さん室のほうに集めまして、再度見直しを行いまして、重複している部分は外し  
ますし、また改めて資料が出てきたものは追加して、1市4町が合併しました市誌を歴史的に  
統一的に重複のないように、記述をする予定にしております。

明石委員

ぜひ、後世に残るような市誌編さんをしていただきたいと思います。私の質問は終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:52

再 開 11:00

委員会を再開いたします。

次に、58ページ、PCB含有物処理手数料について、平山委員の質疑を許します。

平山委員

きょうはかせをひいて頭痛がしておりますので、簡単に質問させていただきます。PCB含  
有物処理手数料99万7500円とありますが、このPCBは昔いろんな危険物ということで  
聞いておりましたが、飯塚市がどういうものをどういうふうに処理するのか、ちょっと簡単に  
説明してください。

総務課長

今回のこの手数料につきましては、飯塚市役所本庁舎におきまして23年度に職員で実態調  
査を行い、49年以前に設置されましたPCBが含まれます蛍光灯、安定器が227台残って  
おりました。このうち23年度中に国の補助金を活用いたしましてLED蛍光灯に変更した際  
に132台を取り外し、残りの95台につきまして24年度に取り替えを終えております。こ  
の227台分の安定器を25、26年の2カ年で処理するための経費として、25年度予算と  
して997万5000を計上しているものでございます。この処理の仕方でございますけれど  
も、PCB廃棄物につきましては平成13年に環境省が定めましたポリ塩化ビフェニール廃棄  
物の適正な処理の推進に関する特別措置法、これに基づきまして適正な処理をすることが定め  
られております。PCB廃棄物処理場につきましては日本環境安全事業株式会社、通称JESC  
COと呼んでおりますけれども、ここが全国に5カ所設置しておりますが、福岡県の地方公共団

体につきましては北九州事務所にて処理することとされております。具体的な処理方法としましては、このJESCOのほうへPCBの登録の作業を行いまして、その後この廃棄物を収集、運搬する事業者との運搬契約を結び、その事業者に、JESCOに搬入していただくような形になろうかと思っております。

平山委員

北九州に処理する事業所があるということですね。そしたら23年度に外した後に、なんで23年度に処理しなかったんですか、その132台は。

総務課長

平成23年度と言いましても、23年度末でございまして、2月から3月にかけての部分でございましたので、当初予算計上には間に合わなかったということでございます。

平山委員

そしたらなんで24年度に処理しなかったんですか。

総務課長

その後、まだ全部ではございませんでしたので、24年度において蛍光灯の取り外しを行いました。これが95台残っておりまして、これを24年度に取り外し行ったものでございます。これを合わせまして処理をしたいということで考えておったところでございます。

平山委員

そしたら25年度でもう全部の処理ができるわけですね、25年度で。

総務課長

この処理につきましては、金額的に非常に高額な処理でございます。先ほど申しました997万5000円というのは、この227台のほぼ2分の1の数字でございます。費用が非常にかさみますことから、25、26年の2カ年での処理を考えているところでございます。この2カ年と申しますのは、この北九州事務所の稼働が27年3月までということで今のところ言われております。これまでは必ず間に合うようにという思いで、この2カ年で計上させていただいたところでございます。

平山委員

そしたらですね、それまでこのPCBが含まれておる品物は、どこにどんなふうに管理するんですか。

総務課長

この取り外した安定器につきましては、現在、人の出入りができない本庁舎の地下室の鍵のかかる部屋におきまして、当然、液が漏れないようなコンテナに入れまして、包んだ中で厳重に保管いたしております。

平山委員

昔、職員による放火事件とかあってますよね、飯塚市役所は。こういう危険物をいくら地下室に鍵をかけて保管しているかどうか知りませんが、やはり処理できる状態になっておったら、997万5000円ですけどね、1回分が、2回で2000万ぐらいでしょう。こういうのはですね、すぐに危険物は処理しなくちゃいけないと思うんですよ。だから途中で補正でも組んで処分するようにしてください。要望しておきます。

委員長

次に、62ページ、自治基本条例策定委員会委員報酬について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

62ページ、総務費、企画費、自治基本条例策定委員会委員報酬について関連してお尋ねいたしますけれど、25年度制定ということで鋭意取り組んでいただいていると思いますけれど、これまでの進捗状況について、まずお尋ねいたします。

総合政策課長

進捗状況ということでございます。平成24年の10月より毎月1回の自治基本条例策定委員会を開催いたしまして、本年3月で計6回の策定委員会開催を予定しております。第1回の委員会では委嘱状交付式、それに飯塚市の概要説明、意見交換等を行っております。第2回では勉強会と意見交換等を行っております。また、第3回と第4回では配付しました資料の説明及び意見交換を実施いたしまして、第5回の委員会では先進地事例ということにつきまして、北九州市の担当者に来ていただき講義を聞きまして、意見交換及び条例の骨格案並びに条文の検討の順番案を協議しております。なお、今月19日に開催予定の第6回委員会におきましては、条例の骨格づくりを行う予定にしております。また勉強会の内容でございますが、自治基本条例の基礎学習といたしまして、自治基本条例とは、について、またその基本となります地方自治の仕組み、地域コミュニティとは、について並びに自治基本条例のイメージ等について各委員に共通認識を持っていただくことで実施をしております。

道祖委員

策定までの今後のスケジュールについて、どういうふうにお考えになっているのか。

総合政策課長

本年4月よりは月2回の委員会開催を予定しております。そして12月には策定委員会によります市長への最終答申を行う予定でございます。内容的には、4月には条例の骨格案を作成いたしまして、以降、個別の条文内容等について協議を行ってまいりたいと考えております。また、委員会の会場につきましても現在は本庁舎において実施をしておりますが、5月以降は各4支所あるいは公民館等での実施も予定しております。さらには議会への報告並びに意見等も伺う予定にしております。また、委員会での意見交換等がある程度熟成されてきましたら、市民向けの広報としてのシンポジウムや講演会の開催を予定しております。

道祖委員

私は以前からこの自治基本条例はですね、市政運営のためにはやはり大事なものだというふうに思って、できるだけ早期に制定するように求めてきておりますけれど、いろいろ動き出したことについては評価するんですけど、これはホームページ等でこういうことをやっているということは、きちっと議事録等は出しておるのでしょうか。

総合政策課長

ホームページに議事録は載せております。

道祖委員

先ほどの説明では、現在は本庁舎でやられているのを広く周知するために、各支所公民館でやっていくということですから、それはそれでぜひやっていただきたいのと、広く周知していただきたいというふうに思っております。なお、基本的にはこれは市民の責務、行政の責務、議会の責務というようなことが言われてくると思います。その中で、私も今日までですね、議会に対してこの進捗状況について、どういう形で説明されてきたのか、まずお尋ねします。

総合政策課長

議会の報告ということでございますが、昨年12月の総務委員会で簡単な報告をさせていただいております。

道祖委員

おそらくその説明は、設置してこれまでの12月までの内容等、質問の際にお答えいただいた内容ではないかと思うんですけど、当然議会もですね、大事な位置付けになってくると思うんですよ。議会に対して、今後どういうことを要望していくのか。もしくは、議会としてどういうふうにかこの自治基本条例の策定にかかわっていくのか。そういうことについて、行政としてはどういうふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

総合政策課長

先ほども答弁いたしました、議会に対しましては報告を行うとともに、意見等をお聞きしたいというふうに考えております。ただし具体的な手法につきましては、現在のところ検討中でございます。

道祖委員

今後、大事になってくると思うんですね。それで、先ほどの質問では議会に対してどういう説明をしたかという、12月に総務委員会に説明したと。総務が所管だから、それはそれで結構なんですけど、議会はですね、現在28人の議員がいるわけですね。総務委員会だけというわけにはいかないんじゃないかと。市民にも広く知らしめて、やはり物事を考えていただきたいということをお願いしているわけです。議会も同じだというふうに、私は思いますのですね、やはり何らかの、まあ、あなた方の行政のやり方ですから、やり方の中で報告をどの時点でしたら適切か、また、どういう議会としてですね、議会は議会の考えがあると思うんですよ、おそらく議員一人一人。その意見をどのように聴取するのか、そういう点についてやはり行政が責任を持ってつくっていらっしゃるわけですから、行政内部で議会のかかわりについて検討していただいて、議会にぜひ持ちかけていただいて。できるものならばですね、条例をあなた方が提案するわけです。提案したときに、その部分で条例、今度は非常に多岐にわたる条例ですから、議論は多く出るとは思うんですよ。出るとは思うんですけど、やはりそのときにですね、スムーズに進むようにやはり日ごろからのやりとりをきちっとしておくべきだと私は思いますので、その辺の工夫もぜひしていただきたいと思いますが、このことは担当課長にご答弁いただくよりも執行責任者の方からご答弁いただきたいと思いますが、どなたとは言いませんけれど。

企画調整部長

自治基本条例につきましては、これまでも一般質問等でご質問を受けておりましたが、今の委員のご意見に対しましては当然、自治基本条例の中では議会に関する、また議員に関することがたぶん規定されると思っておりますので、議会の皆さん方のご意見を聞く場は設けていきたいというふうには考えております。

道祖委員

当たり前前は当たり前みたいに返事しないでくださいよ。何かこうできれば、ここまでのことを次の各委員会にきちっと報告します、責任持ってやります、今後、皆さんのご意見をできるだけ聴取します、その方向で進めます、みたいな答弁がほしいですけど、全部言ってしまうんですけど、どうですか。

企画調整部長

自治基本条例に関しましては、先ほど答弁したとおりでございますが、全議員に関するものでございます。それで常任委員会に報告というよりも、どういう形で議員の皆さん方のご意見を聞く場を設けていったらいいのかということにつきましては、議会のほうにご相談させていただきたいというふうに考えております。

委員長

次に、63ページ、留学生等住宅管理人謝礼金について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

63ページ、総務企画費、留学生等住宅管理人謝礼金に関連してお尋ねしますが、留学生の推移がどうなっているのか、端的にお尋ねいたします。

総合政策課長

本市の留学生の状況でございますが、毎年5月1日時点で統計いづかに載せるために各大学のほうに調査をかけております。その調査結果によりますと、平成21年が49名、22年が67名、23年が64名、24年が60名というふうになっております。留学生の地域別といたしましては、東南アジアからの留学生が多数を占めておるとい状況でございます。

道祖委員

中国との関係が険悪になってきておりますけれど、中国からの留学生の推移というのはどういふふうになってきておるのか、お尋ねいたします。

総合政策課長

中国からの留学生についても、ほぼ横ばいの状況でございます。平成24年度で申しますと38名、中国からの留学生がお見えになっております。23年が37名ですから、ほとんど変わりがないということでございます。

委員長

次に、65ページ、公共交通モニタリング業務委託料について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

この地域振興費、公共モニタリング調査委託料の420万円について、その業務内容についてお伺いしたいと思います。この業務委託については今年も実施されておりますが、平成25年度におきましてはどのような業務を実施する予定ですか。今年度の業務と比較して、新たに追加する業務等があれば教えてください。

公共交通対策課長

平成25年度に実施する業務内容につきましては、今年度と同様に利用状況、市民アンケート調査、市民からの要望等の分析、併用方式の運行効果や問題点、課題の検証、並びに平成26年度の運行改善策の立案、利用促進策の検討支援を行うとともに、今回は中心市街地活性化事業の1つとして、平成26年度からの運行を検討しております街なか循環バスに関しまして、運行計画立案に関する業務等を実施するように予定しております。

吉田委員

今ご説明の中にありました街なか循環バスですね。街なか循環バスに対する調査、検討もなされるということが含まれていましたが、現時点でどのような運行を実施されますでしょうか。それと、具体的な内容やルート、バス停などの検討については、どのようにされますでしょうか。

公共交通対策課長

街なか循環バスにつきましては、中心市街地活性化事業の施策の1つでございまして、同事業対象区域内の新たに整備する施設及び既存の拠点施設、公共・公益施設、商業施設間を効果的に結ぶとともに、周辺部のバス路線、JR、コミュニティバスとの連携を行って、周辺部からの集客性も向上させながら、当該区域内の市民の移動手段の確保、街なかの利便性の回復等を図るものとして、同事業対象区域内を主とした循環型の定時定路線型のバスの運行を考えているものでございます。現時点でございまして、運行ルート、バス停、便数など未定ではございますが、25年度末までには調査、検討を進め、運行の実施の判断を行いたいというふう考えております。

吉田委員

今ご説明ありましたけど、公共モニタリング調査の関係ですが、今回の業者の選定について、今回の業務委託についてはどのような業者に選定として行う予定ですか。

公共交通対策課長

今回、業務委託を予定しております業務内容に関しましては、交通業務に関する業種の業者から、競争入札により選定する方向でただ今検討しているところでございます。

吉田委員

そのことしの内容について、入札に参加される交通業務に対する業種の事業者ですね、それは何者ぐらいあるのか教えてください。

公共交通対策課長

現時点でもう決めておりますのは、競争入札により選定するという方向で検討しているとい

う状況まででございます。具体的に対象業者を何者入れるということまではまだ調査、検討しておりませんので、今後の検討というかたちでご理解いただきたいと思います。

吉田委員

それでは昨年の状況、どのような業者がどのようなことをされましたか。もう一度お願いします。

公共交通対策課長

平成24年度の業務委託につきましては、KCS九州支社のほうに業務委託をいたしまして、モニタリング調査業務を委託いたしております。この業者につきましては、22年、23年の実績のある業者でございます。その業者に対しまして随意契約によりまして業者の決定いたしまして、先ほど申し上げました業務内容、利用状況、市民アンケート調査等々、市民の要望・意見、また新たな課題等の分析等を24年度させたところでございます。

吉田委員

内容については理解できました。それで私の思うことですが、市内の利便性だけを重視されるのではなくてですね、今年度利用者が少ないことを踏まえ、先週も私、代表質問で申しましたが、交通弱者の救済のために市民からの改善要望を精査し、利用向上のための路線の決定及びバス停の設置、予約乗合タクシーの運行等をよく検討されていかれますようにまたご要望しておきます。よろしくをお願いします。

委員長

次に、同じく65ページ、コミュニティバス等運行費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

65ページの総務費、地域振興費のコミュニティバス等運行費についてということで、コミュニティバスと乗合タクシーについてお尋ねします。それぞれ平成25年度の利用者の見込みというか目標は何になってますか。

公共交通対策課長

25年度の目標でございますが、予約乗合タクシーにつきましては、36,286人、コミュニティバスにつきましては、22,000人というところで、昨年度より若干少ない目標を立てているところでございます。

宮嶋委員

タクシーの目標が細かいのはどういうことですか。

公共交通対策課長

細かな数字といいますのは、八木山の子どもの関係が具体的な数字が端数で出ておりますので、そういう形の分を加えましたので端数がでるような形の目標となっております。

宮嶋委員

通常の乗合タクシーは33,500人だというふうに、どこかで見たような気がするんですけど、それに八木山を足すということですね。減っているということですけど、昨年度の目標とそれぞれですね、まだ24年度が終わっておりませんけれども、24年度はどの程度の人数になる見込みなのか教えてください。

公共交通対策課長

24年度当初の予約乗合タクシーにつきましては、当初62,000人を目標としておりました。コミュニティバスにつきましては28,000人、合計で90,000人の目標を立てておりましたが、利用状況がなかなか伸びませんで見込みでございますが、24年度末の見込みで25,766人、端数が付いておりますけれど、そういう見込みをパーセンテージから出してあります。コミュニティバスにつきましては21,100人という形で、合計いたしましても46,866人ほどの見込みでございます。実際の目標から見ますと、半数ほどの50%そこそこの利用状況というふうになっております。

宮嶋委員

同じ予算を使って目標を半分ぐらいしかいっていないということなんですけども、この数字に対する総括というのは、まだまだ今からかもしれませんけれども、そういうものを踏まえて、25年度の予算組みがされたと思いますが、これだけ伸びなかった理由を教えてください。

公共交通対策課長

目標から大きく下回ったという結果になっております。新たな方式といたしまして、定時定路線バスから予約乗合タクシーという新たな制度を導入しておりますので、そういう中で、対象者の9割以上が高齢者ということの状況の中ではなかなか新たな制度に対して、理解が高齢者についていただけない。また、難しい部分も多分にありますし、登録とか予約が面倒だというようなですね、声も聞かれる中で、すべての利用者に公平という形の中で、ご自宅の近くまで迎えに行くという形をとっておりますが、今後の周知活動を徹底いたしまして、できるだけ多くの方に乗っていただけるような乗り物にしたいというふうに考えております。

宮嶋委員

タクシーとバスを併用して、使いやすいんですよという宣伝なんですけれど、やっぱりタクシー、貧乏人といったらいけないんですけど、私なんか貧乏人だからなかなかタクシーに乗るっていうことに抵抗をしめされる方も多いわけですよ。だからやっぱりタクシーに関しては、登録もふえているということですけども、お年寄りの方にとっては、自分がだれかに言われて登録したような気はするけれど、しているかどうかわからない。さあその電話をかけようと思っても、電話番号が何番なのとかかね、そういうものがなかなか分からないと、なにかこう証明書みたいなのがあって、これを見てここにかければいいなというようなものがね、その方全員に配るということは、経費的にはずいぶんかかるんだろうと思いますけれども、何かそういう方法もきちっと論議されたいんじゃないかなというふうに思います。金額的なもので、300円で躊躇される方もずいぶんいらっしゃるんですよ。それと、バスについてはやっぱりいくらタクシーと乗りかえればいって言われても、実際にバスに乗って通るんですよ、そこを。通らない道まで入れと言ったら、ちょっとタクシーを呼ばないといけないというのがあるけれど、自分がここからここまで行こうとして、タクシーに乗って、この主要なバス停まで来て、それから行くけれども、そこに行く手前のところでとまってほしいと。行ったらまた行きすぎるから、またタクシーを呼ばないといけないとか。何かものすごく便利がやっぱり悪いんですよ。新幹線並みというか、バス停がですね。昔が鈍行なら今は新幹線ぐらいのバス停しか本当にないんですよ、私も乗ってみましたけど。だから、そこに行ってまた戻ってというのも大変なことだから、新しく路線をつくるにはまたいろいろ1年間かけて、変えられないというようなことを言われましたけれども、もう少しこう細かに小さくとは言いませんけれど、もうちょっと急行並みぐらい、準急行かそのくらい並みに、今の走っている路線のうえにバス停をつくれれば、もっと利用者がふえるんじゃないかなと思います。時間的なこととかがあると思いますけど。その辺はぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

公共交通対策課長

いま縷々、質問委員から考え方を述べていただきまして、いろいろ参考になる部分は参考にさせていただきたいと思いますが、基本的な部分だけご理解いただきたいと思いますが、あくまでも予約乗合タクシーをまず中心に考えております。これはどういう形かと申しますと、21年から23年度まで実証運行をいたしましたけど、その中で6割以上の方が目的、何のために使われてるかということが病院、それに買い物、それがもう大半でございました。そういう中で、地域内運行ではございますが、今の区域内に病院、また買い物できる商業施設という範囲の中で、いま運行いたしております。ただし、どうしても飯塚市は広うございますので、拠点間大幅に動きたいという方々のために3路線残しておりますが、基本的には予約乗合タクシーを使いながら便利に、必要最低限ということではありませんが、生活の手段として予約乗

合タクシーを使っていただく。また、拠点間を動くときはコミュニティバスという形で使っていただきたいというふうに考えております。今後ともよろしく願いいたします。

宮嶋委員

言われることはわかりますけれども、どうしてもタクシーが動ける範囲が決まってしまう。やっぱりこれだけ市内が広がると大変でしょうけれど、いわゆる昔の旧市町ぐらいの範囲の中だけしかお年寄りも動いてないわけじゃないわけですよ。その辺をいわゆる公共交通との絡みもあるんでしょうけれども、もっとタクシーが動ける範囲を広げていただければ、逆にタクシーを利用する方がふえるんじゃないかなと思います。地域でいるんな会合で、皆さんの声を聞いてあるということですけども、昔のバスがよかったというのがずいぶん聞こえてきます。特に、旧町の皆さんは、ただであったというのもありますけれども、本当に今のバスは何の役にも立たんというふうに言われておりますので、ぜひ、この目標がだんだん下がってきているようですけども、多くの皆さんが利用しやすいような工夫をぜひお願いしたいと思います。

委員長

要望でいいですか。

同じく65ページ、コミュニティバス・予約乗合タクシーについて、江口委員の質疑を許します。

江口委員

同じくコミュニティバス並びに予約乗合タクシーでございます。まずですね、資料の方を提出していただいております。資料の15ページ並びに16ページでございます。まず、コミュニティバスの方からいきます。コミュニティバスの1日平均の路線の乗客数を出していただいておりますが、1便平均とすると、この数字はどのように変わりますか。

公共交通対策課長

走っております、コミュニティバスにつきましては、だいたい3路線動いておりますが、大体6便から7便、そういう形で動いております。

委員長

1便にしたら何人ですかという質問です。

公共交通対策課長

1日平均の利用者数をそれぞれの便数で割るとということで、数字がでてまいります。穎田飯塚線が2.4人、庄内飯塚線が2.9人、筑穂飯塚線が6.5人ということになります。

江口委員

それぞれ各路線いくらでやっておられたんですか。

公共交通対策課長

約ですが、各路線、1千万円ずつという形になっております。

江口委員

各路線1千万を使って、1便に乗っておられるのが、2.4人、2.9人、6.5人ですね。昨年の一般質問でもお話をしました。そして、さきの代表質問でもお話をしました。私は、この制度設計は失敗だと思っています。さっき、どういうふうに人が動いてるかの話がありました。宮嶋委員の方からは合併して人の動きは大きく旧市、旧町にとどまらず動いてるんだというお話がございましたが、片方でお話があったのが、もとの福祉バスがよかったんだよねという話がありました。私は、そちらの方が正解なんだろうと思っています。旧市町を越えて動く方々よりも、旧市、旧町の中で動く方々の方が圧倒的に多いだろうと思っています。なぜなら、それは言われたように何をするのかというのが、通院であり、買い物ですよね。通院、買い物はやはり近いところでやられますよね。となると、そこのお客様をどうやってきちんと満足させていくかと思うんです。今の制度設計だと、通院と買い物に行こうと思っても、どちらかと言うと予約乗合タクシーを使ってくださいという形ですよ。とすると往復で600円かか

るわけです。週に2回行ったら1,200円かかるわけですよ。4週間行ったら4,800円、5,000円かかるわけですよ。ところが福祉バスだったらどうだったかということ、これはゼロだった。皆様方ゼロできてたのが、4,800円出せと言われてたら、これやっぱり使わんですよ、使わない。制度設計は、これを大きく見直すべきだと思ってます。バスと乗合タクシーを併用するにしてみても、このバスを拠点間の移動というよりも、本当にエリア内で回る形、それをきちんとやるべきだと思ってるんですが、まずその点に関してはどのようにお考えになりますか。

公共交通対策課長

いま従来回っておりましたコミュニティバス、また福祉バスのな形でふれあいバスとか筑穂町にとりましてはそういう乗り物が以前からあったわけですが、現在の併用方式に関しまして初年度でありますし、代表質問でも部長、それに市長もお答えいただきましたが、3年間の実証運行の利用実績や市民の皆様方のご意見、ご要望等を総合的に判断いたしまして市全域に分散した利用ニーズ、利便性の向上を求める市民の声並びに持続可能な運行体系等をより効果的に実現することが可能な公共交通機関として予約乗合タクシー、そしてコミュニティバスの併用という制度を導入したものでございます。市民の方からは、確かに言われますように、実証運行当時のコミュニティバスのルートやバス停を復活させてほしいというご意見も確かに一部ございますが、現行の予約乗合タクシーを大変喜ばれ、長く運行を続けてほしいという声もたくさん寄せられておること事実でございます。現時点では十分な成果がまだ出ておりませんが、併用方式の制度自体の評価、検証には一定の期間が必要であろうというふうに考えておりますので、今後とも周知活動を続けまして、また25年度、地域限定型の予約乗合タクシーを周辺に少しでも広げる形で改善をする予定にしておりますので、そういう中で努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

江口委員

とてもじゃないけど、理解できないですね。重ねて言いますけれど、この制度設計は失敗です。明らかな失敗です。それを続けてどうするんですか。数字がもう明らかに物語っているわけですよ。10万人いたお客様が5万人に減ったわけですよ。なぜこんな形になったのかということをお聞きしたいんですが、今回の予約乗合タクシー並びにコミュニティバスという制度設計の変更について、先ほどそこそ交通モニタリング調査という委託がありました。このKCS九州さんのほうから、こんなのがいいんじゃないという形で提案があったという理解でよろしいですか。

公共交通対策課長

具体的にモニタリング調査をいたしました業者のほうから新たな制度設計についての提案をいただいたわけではなく、実施設計、3年間いたしましたその検証という形で検討いたしまして、また市民の皆様方の声、アンケート調査等々、また利用されていない方々のご自宅を訪問いたしまして、そういう方々の声という形の部分を十分反映した中で検討した結果、こういう併用方式という形をとらせていただいております。

江口委員

先ほど吉田委員からの質問の中で、利用状況を調べること、アンケートをとること、要望の分析、そして問題点、課題の解析というお話があったんですけど、この手の類の委託をしたときに、皆さんが求めているのは、「どうしたらいいの」ですよ。だけどそれに対して、今のお話では、「こうしたらいいんじゃない」という提案はなかったという理解になるんですが、今のお話だと、そんなことはないよと、KCS九州さんはそんなことは出してないんだと、皆様の意見を踏まえた中で私たちが考えたんだというふうに聞こえるんですが、どうですか。

公共交通対策課長

モニタリング調査の結果、やはり数字等を分析いたしました結果に基づきまして、当然、市

民の声、いろいろ寄せられた声、それにまたアンケート調査等々の結果を踏まえまして、地域交通協議会でいろいろご審議いただきました結果として、ひとつの提案として今の併用方式につきましてご提案いただきまして、またその中では総務委員会におきまして、先進事例である八女市あたりも視察等も行っていただきまして、そういう中で今回の制度設計を行ったというふうに考えております。具体的にいま委員が言われるような「どうしろ」「どうしたらいいよ」という形の具体的な制度設計案を業者が出したわけではなく、いろいろアドバイスをたくさん受けております。

江口委員

その結果としてこういった形であるとするんだったら、多分、次も競争入札というお話でしたけど、出すときにはその業者さんは外すべきだと私は思います。片方で予約乗合タクシーについても稼働状況を地区別状況として15ページの上から4つ目の表をつくっていただいております。地区別状況です。これについてもかなり差があるわけですね。この差を埋めるための、この差を埋めると言うか、その稼働状況に差がある。今は地区別に会社が別で運行しているわけですね。これを埋めるための手だてというのは何か考えておられますか。

公共交通対策課長

この提出いたしました資料に基づきますと、今ご指摘受けますように、すべてが公平な形ということではありませんが、同じような数字で利用されていないということは事実でございます。地区別の利用状況を見ますと、筑穂地区、穂波地区、二瀬地区では利用が多くなっておりますが、鯉田地区、飯塚東地区、庄内地区では利用は余り伸びてないという状況が出ております。鯉田地区につきましては鯉田地区と2つで1つの地区にしておりますので、2つで1つの地区ということで考えますと、他の地区と同等程度の利用というふうになっております。飯塚東、庄内地区におきましては、運行地区といたしまして別の地区でございますが、運行する車両につきましては2地区で1台という形の運行の仕方をいたしております。これらの地区別の利用状況の違いにつきましては、地域における民間交通機関の運行、利用状況、商業、医療施設等の施設の所在並びに併用方式の周知状況等に原因があるのではないかと考えておりますので、現時点で内容を大幅に25年度から変えるという形は考えてなく、またできるだけ利用しやすい方向では改善を予定いたしております。

江口委員

そこで提案があるんです。確かこのバスにしても、予約乗合タクシーについても3年間の契約という形でしたよね。まずそこを確認したいんですけど、よろしいですか。

公共交通対策課長

3年間の基本協定の締結をいたしております。

江口委員

その基本協定をきちっと守るとするならば、その台数に関しては台数なりで、契約金額等に関して大きく変更はできないんだと思っています。とするならば、決まった台数の中でどうやってより多くの皆様方に利用していただくか、そして並びに提供いただく各会社さんにとっても不公平感がない形をどうやってつくるかでございます。それで提案したいのが、まだ地区を広げようという議論があります。もっと遠くまで行けると便利だよという議論があります。それはそのとおりだと思うんですが、そこもまだ守るとしても、このエリア内だとしてもこの予約乗合タクシーの運行について、このタクシーはこのエリアしか動かないのではなくて、全部で11台ですか、その11台が飯塚市のエリアすべて、どこのエリアでも行きますよと、ただそれはオーダーによって多いところに行くと。例えばそれこそ順番に回すかもしれない。そうしてくると各会社さんの負担というのは、公平感なるべく近くなってくる。そこでできるのは、昼休みをとっているというお話がありましたよね。昼休みについて2地区でしたっけ、なくす方向でやると、3地区でしたか、ありましたけれど、それこそ吉田委員が一般質問等々

で、やはりそれはおかしいというお話がございました。これを全体で運営すると、その時間も削れますよね。昼休みを設定する必要はなくなる。また併せて私はこの11台のうちの1台か2台でいいと思うんだけど、その分を先ほど言った福祉バスタイプの運行として、例えば筑穂、特に筑穂、一番利用が多いのは筑穂ですよ。やっぱり広いエリアで困っておられる方が一番おられるわけです。それこそ定時定路線型でいいんだと思うんです。低廉な料金で、それこそ福祉バスタイプでもいいと思いますし、それかその前3年間の実証運行時の100円であるとか、定期券があるやつ、それでやると、ある意味使うお金は一緒なだけけど利用者さんがふえるということがあると思うんですが、それについては検討する余地がありますか。

公共交通対策課長

質問委員のほうからも、やっぱり规则的に可能な範囲ということでは言われましたように、あくまでも国から許可を受けているのが地域限定型という形のところで、それを逸脱すれば民間のタクシー事業者の経営に影響を与えると、そういうことのないようにということが前提条件で国から示されておりますので、そここのところ現段階で崩すということはできませんが、可能な範囲におきましては利用の多いところ、少ないところを十分見定めた中で、より有効な形で運行していくということは常に考えているところでございますので、具体的にどうということが今の段階ではありませんが、いま現在でも区域限定型でありますけど、その区域を若干なりとも越えられるようなところでの、病院とか施設、また交通拠点にいけるような形の改善もしておりますので、そういう形で見直しながら利用しやすい乗り物にしたいというふうに考えていきたいと思っております。

江口委員

国との関係があるからというお話がございました。私が今お話をしたのは、エリアはそのままでも構わないと思っているんです。その11台のタクシーを全般的に運行すること、そしてそのうちの1台ないし2台を、実証実験でいいと思うんですよ、1台か2台を前の福祉バスないしコミュニティバス形式に戻すこと。コミュニティバス形式に戻すのが、これはやっぱりその料金が発生するので国土交通省との打ち合わせが必要、許認可が必要となると、じゃあこれはなしで、もう福祉バスでやろうよと料金とらなかつたらできますよね。できますね。そうすると、そのことを1台か2台でいいのでやり始めていただきたい。検討した上でやり始めていただきたい。その検討するときに、今みたいなものを1年待てないわけですよ、お客様は。早期に、3カ月ぐらいのペースで見直して、せめて半年で見直して、1台でもいいのでそうやって運行していただきたいと思うんですが、それはまず中でお話をして、検討していただけますか。

公共交通対策課長

いま縷々提案をいただきまして、早期に見直しをということでご質問を受けております。運行内容の改善につきましては、年度途中での見直しは運行改善の効果や分析等にも時間を要しますことや、利用者の9割が高齢者であることを考えれば、混乱や批判を招くおそれがあることも事実でございます。年度単位程度で改善できるところは改善していきたいと考えております。また、実証運行時の状況も踏まえまして、運行方式や運営方法等の制度設計の評価や検証につきましては、先ほど申しました、債務負担行為による3年間程度の時間が必要と考えておりますので、25年度、26年度におきましては基本的な部分は継続して部分的改善を重ねていく中で、利便性の向上、利用者数の増加に努めていきたいというふうに考えております。

江口委員

いま担当者はこうお話されておりますが、市長ないし副市長、どうでしょうか。

副市長

いま担当のほう縷々説明しておりますので、執行部といたしましてもそのような方向でやはりもう少し、改善点があることは重々承知しております。いろんなご指摘もいろんな方からいただいておりますので、そういうことを踏まえた中で、改善するところは改善し、できるだ

けたくさんの方に利用していただけるのがこの本来の趣旨でございますので、できるだけたくさんの方に利用していただけるようしっかり努力をしていきたいというふうに思っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、65ページ、バス路線維持費について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

この地域振興費のバス路線維持費について、ご質問します。バス路線維持費1814万2千円ですが、小竹天道線及び直方線のバス路線の負担金が計上してありますが、それぞれいつ頃から赤字の補てんを行ってきたのでしょうか。それと、今までに赤字を補てんしてきた金額はどのくらいになるのでしょうか。

商工観光課長

赤字補てんを始めました時期につきましては、小竹天道線が平成13年度から、直方線が平成19年度から、それぞれ赤字補てんを行っております。補てん金額につきましては、平成24年度末までの見込みの金額でございますが、小竹天道線が1億7209万3千円、直方線が301万4千円の補てん額となっております。

吉田委員

それでは各路線23年度のバス路線の利用人数と前年の利用割合がどうなっているのか。併せて、市町村をまたがる場合、飯塚市の負担の金額の算出根拠についてご説明をお願いします。

商工観光課長

小竹天道線につきましては、23年度のバス利用人数が述べ21万881人で、対前年比で97.1%、直方線で23年度のバス利用人数が述べ48,070人で、対前年比で162.3%となっております。ただし、23年度の直方線につきましては、路線系統の変更で、路線が延びたことによる利用人数の増加でございます。単純には比較できないものと考えております。また、飯塚市の負担割合の根拠につきましては、路線の総延長から各自治体を通過する距離に応じた割合で負担することとなっております。

吉田委員

これだけ大きな負担金を出しておられますが、今後赤字補てんについて減らしていくような方策等があればお願いします。

商工観光課長

赤字補てんを減らす方策ということでございますが、通勤、通学や通院等で利用されている方々もいらっしゃいます。生活交通路線でありますことから、厳しいものがあります。1番の方策としましては、より多くの方にバスを利用していただくことが必要だと考えており、福岡県と一体となりまして、利用促進のためのキャンペーン等に取り組んでいるところでございます。地域の実情を鑑みますと、移動手段は自家用車が中心となっているのが現状だろうと考えております。今後は、利用が少ない路線の見直し等を含め、検討を行っていく必要があるかと考えております。

吉田委員

一方、市民の交通手段の確保につきましては、昨今の排気ガス及び環境問題で中国からの飛来PM2.5、環境問題の観点からも非常に重要なことだと考えます。残念ながら、25年度より廃止になる路線もございますが、利用者の向上等路線の見直しにつきましては、くれぐれも市全域、市民の皆さま、廃止になりました地域の皆さまが困らないように要望しておきま

す。

委員長

次に、66ページ、コンパクトなまちづくりセミナー講師謝礼金について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

66ページ、総務費、地域振興費、これのコンパクトなまちづくりセミナー講師謝礼金について、お尋ねいたします。コンパクトなまちとはどういうことなのか、まずお尋ねいたします。  
中心市街地活性化推進課長

少子高齢社会を迎える中、自動車依存型の都市構造による高齢者等の利便性の低下、拡散した都市構造による各種公共サービスの効率性の低下、都市経営コストの増加、都市機能の拡散に伴う公共交通の衰退などといった現状があることから、子ども、高齢者、障がい者など、だれもが暮らしやすいまちとなるように、都市機能がコンパクトに集積し、生活拠点が形成された、歩いて暮らせるまちのことでございます。本市におきましては、中心拠点と地域拠点のそれぞれ必要な都市機能を集約し、互いに連携しながら、生活利便性を高めていく拠点連携型都市を目指しておりますが、中心市街地につきましては、居住、商業、公共公益施設、事業所等の多様な都市機能が集積した市民の皆様にとって暮らしやすい、歩いて暮らせるにぎわいあふれるまちづくりを推進し、社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力づくりに努めているところでございます。

道祖委員

そういうようなコンパクトなまちをつくる。また本市においては中心拠点と地域拠点をつくっておりますので、それにあわせて、そのまちづくりをする後援会が行うということですよ。まずそれを確認いたします。委員長、次の質問も関係するので、次の質問を先にさせていただきたいのですがいいでしょうか。

委員長

どうぞ。

道祖委員

では66ページ、同じくですね、これも総務費、地域振興費地域力創造アドバイザー謝礼金についてですけど、この事業について内容説明をお願いいたします。

総合政策課長

概要でございますが、これは総務省の地域力創造アドバイザー制度事業のために創設した予算科目でございます。総務省が設立しました地域力創造アドバイザーというのがございまして、これにつきまして、うちの方が今後まちづくり潁田、庄内と進んでいく予定でございますが、そのときにアドバイスを受けるための予算措置でございます。

道祖委員

地域力創造とは何ぞや、お尋ねいたします。

総合政策課長

ここでいうところの地域力創造ということでございますが、総務省によりますと新たに地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めるといような位置づけをされているところでございます。

道祖委員

要は少子高齢化社会になって、非常に地域が過疎化とか人口が減っていくということで、地域力が停滞していく、衰退していくということですよ。だからそれにあわせて、やっぱり地域の活性化を図っていくためには、何らかのやっぱり地域の知恵なり、地域の特徴を掘り出して、活用していくというようなことだろうと思うんですけど、また先ほど質問しましたコンパクトシティ、コンパクトなまちとはということをお考えすると、これも少子高齢化によってで

きるだけ中心市街地に多くの人口を張りつけて、行政の投資的効果というか、そういうものを充実させていくということだろうと思うんですが、違いますかね。

中心市街地活性化推進課長

そのとおりでございます。

総合政策課長

ただいま中心市街地活性化推進課長が答弁したとおりと考えております。

道祖委員

それで、飯塚市では先ほど課長がご答弁されたように、中心拠点と地域拠点を飯塚市都市計画マスタープランの中で設定して、今一所懸命中心市街地の活性化、そして今後地域の拠点を活性化するために筑穂町を筆頭にして取り込んでいくという趣旨だというふうに理解しますが、そのとおりでしょうか。

総合政策課長

質問者がおっしゃるとおりでございます。

道祖委員

ですから、今さらここで飯塚市の都市計画マスタープランに書かれている内容を再確認するつもりはありませんけれども、これに従ってやっているというふうにおっしゃっております。そこで、飯塚市ではいろいろ一般質問や市長の施政方針の中で定住政策を進めていく。これをやっていくというのは基本的には将来人口が減るからやはり何らかの形で今言ったようなその中心拠点、地域拠点を活性化していくという取り組みをやっておるんだらうと思いますけれど、改めて具体策の話なんです。書かれている内容はすべてすばらしい。それに向かって確かに中心市街地では、取り組みが始まりましたけれど、他の拠点についてまだまだ取り組みが遅れている。定住政策についてもなかなか思うように進んでいない。確かにマイホーム取得ということで、市外居住者が新築中古住宅を購入した場合に、助成をするというようにひとつずつ積み重ねてはきておりますけれども、まだまだ不足しているような気がするわけです。それで、改めて資料要求いたしましたけれど、JRの路線駅の位置図が資料に載っておりますけれど、目を通していただきたいんですけど、17ページでしたよね。17ページに目を通して下さい。この資料を作成していただいたのは、中心市街地活性化の方でしたから、これを改めて駅を中心に500メートル、1キロメートルの円をかいてもらったんです。これは飯塚市にかかる部分の円をかいてもらいました。資料を作成していただきましたけれど、これを作成しながらどのような感想を持ったか、お尋ねいたします。

中心市街地活性化推進課長

JR駅を中心としたまちづくり等につきましては、全国いろんなところで取り組みをなさっておることは承知いたしております。そういうことで、いろんな手法の1つでありますけど、地域資源を生かして自動車利用に依存しないと。また、安全・安心に生活できる環境、そういったものをいかにまちづくりに生かしていくかというような必要性は感じたところではございます。

道祖委員

単純な質問してるんですよ。飯塚市にいくつかかる駅があるか数えたことがありましたかと。

中心市街地活性化推進課長

数えたことはございませんでした。

道祖委員

数えたことなく、かいてみたらいくつありましたか。

中心市街地活性化推進課長

資料に掲載しておりますように、市内にある駅ということではなく、500メートル径、1キロメートル圏がかかっておる駅につきましては14駅でございます。

道祖委員

改めてそのとおりなんです。自分は9つだろうと思ってたんです。単純に頭の中で数えていったらですね。資料をつくっていただいて改めて確認したら14カ所あるわけですね。こんなに鉄道の駅がある都市というのは意外と少ないんじゃないかと思うんですけど、これは飯塚の石炭のいい時代の名残り、良い遺産だろうと思います。その中でこれを見ながら感じたことが、まず中心市街地活性化推進課長がご答弁していただいたようにですね、国土交通省としてはコンパクトなまちの定義については、確におっしゃったように自動車依存型の都市構造による高齢者等の利便性の低下、もろもろ言われましたけどそのとおりに国土交通省は言ってますよね。そういうことで中心市街地の活性化をやってきたと。しかし改めてこういうふうですね、そういうことの自動車依存型じゃない鉄道網を考えたときに、どういうまちづくりができるんだろうかということなんです。これについてどういうふうに考えて今日まで取り組んできたか、そういう考え方について、何か実施した内容があるかどうか、確認します。

総合政策課長

質問者ご指摘の駅を中心と言いますか、そういうまちづくりについてこれまで実施してきたことはございません。

道祖委員

なぜですか。少子高齢化社会を迎える中、自動車依存型の都市構造による高齢者等の利便性の低下、拡散した都市構造による各種公共サービスの効率性の低下、都市経営コストの増加、都市機能拡散に伴う公共交通の衰退などという現状があるということは、これは国土交通省は既に言っておるわけです。そして、あなた方は中心市街地活性化ということで、まず手始めに中心市街地に手をつけて、いま一所懸命取り組んでおられます。そしてなおかつ、都市計画マスタープランには拠点をきちっと載せて、それにも取り組んでいくというふうに言ってきたながら、なぜ鉄道を使う開発ということについて、今日まで考えてこなかったんでしょう。どうでしょうか、課長。部長でもいいよ。

企画調整部長

交通拠点でありますJR各駅を中心としたまちづくりという中で、これは代表質問の中でもご答弁をいたしました。駅を中心としたまちづくりの取り組みにつきましては、大変重要なことだというふうに認識いたしております。担当課長が答弁いたしましたが、これまでも検討した経緯がございます。例えば大分駅あたりのスロープとかいうのをですね、実際にはJRと協議をいたしておりますし、その他では駐輪場あたりも設置いたしております。ただし具体的にその駅を中心とした中でのまちづくりにつきましては、現時点では検討はいたしておりませんが、これはまず中心市街地、それから旧4町のまちづくりを先行いたしておりますので、重要なことだと認識いたしておりますが、その旧4町のまちづくりを先行して行っているところでございます。

道祖委員

部長、頼田は小竹の駅の1キロ範囲に入ってるんですよ。知ってました。庄内は上三緒駅、下鴨生駅、筑前庄内駅のエリアに入ってるんですよ。穂波は飯塚駅、天道駅のエリアに入ってるんですよ。筑穂町はすごいんですよ。九郎原駅、筑前大分駅、桂川駅、上穂波駅、筑前内野駅、これだけ入ってるんですよ。あなたはいま答えたけど、その拠点を穂波、庄内、筑穂、頼田の4拠点を設けてやってますと言いながら、地図で見る限り、駅はそういうふうにあるんですよ。であるならばですね、ものの考え方、見方、切り方もわかりませんが、こういう今ある資産を活用するべきだと私は思いますけれど、その点についてはどう思いますか。

企画調整部長

そのとおりだと考えております。

道祖委員

それですね、なぜ500メートル、1キロの円をかいてもらったかと言いますと、500メートル以内、曲がりくねったりいろいろするでしょう。だけど、駅まで歩いて大体5分から、1キロだったら15分、歩いて5分から15分で駅に行ける範囲が、この半径500メートルから1キロ以内じゃないかと思ってるんですけど、どう思います。

総合政策課長

質問者ご指摘のとおりかなとも思っております。

道祖委員

先ほどコミュニティバスのあり方についてもいろいろ質疑がございました。少子高齢化の社会で限られた財源、その中でどうやってやっぱりまちづくりしていくか考えていくべきだと、私は思ってるんです。特に高齢化、これが進んでいきますと、街なかでもやはり子どもたちがいないで空き家になっていくとか、この際もう土地、建物を売って施設に入るとか、そういう傾向は全国的にも見られてきておるのではないかと。飯塚市でもそういうことはあり得るのではないかと。特段これ質問しながらですね、質問を考えながらいろいろ資料要求等をしようと思ったんですけど、それをすると皆さんにいろいろご迷惑をかけるから控えておりました。というのは、この駅中心に考えたとき、もしくは拠点ですね、どれくらいの人口の流動があるか、これについて把握されてるのかどうかということをお尋ねしようと思ったんですけど、そんなことをしていたら大変皆様にご苦勞をかけるので、だからそこまでは要求しておりませんけれど、ただやはり高齢化社会に向かったらこういう鉄路を中心に、まちの開発を考えられたらどうかというふうに思うんです。例えばいまさっき言いましたように、飯塚市に県外の方が、地域外の方が住宅を購入して住んでくれたら中古であろうが新築であろうが助成をするようになりました。もうひとつです。例えば従来から言っております、これは今回の一般質問でも出ましたけれど、青葉台の問題です。あそこはもう見たら500メートル以内ですよ、1キロ以内なんですよ。それにここに家を建てれば補助を何十万かするとかすればですね、固定資産税の問題でのごたごたしました。固定資産税というよりもあそこの売価、改めて売るときに土地の値段を下げようとしたら、担当部署はご苦勞されたんです。先に入った人たちからいろいろご意見があって。それを承知してます。けどそういうことを考えながら、どうやったら上手くいかなと思ったら、こういうふうに青葉台の値段を下げるとか言うから問題になるんであって、来てくれたらお金を補助しますと、市内の人でも市外の人でも。そして庄内駅の青葉台だけを考えてみたら問題になります。だけどかかる14の駅の半径500メートル、1キロ以内で県外の方もしくは市内の方、地域外の方、来ていただければ補助金を出す。このようにすればですね、空き家対策なり地域の過疎化対策なり、こういうことがいま言われております定住化政策ですね、これに寄与するのではないかと私は思いますけれど、いかがでしょうか。

企画調整部長

確かにJR駅周辺のまちづくりにつきましては必要だと認識いたしております。いま青葉台のお話でしたが、確かに500メートル圏内ということで、団地が造成されておりますので、そういうものをどんどんPRしながら進めてまいりたいと思っておりますが、ただこの14駅ございますけど、それぞれの地域に家が張りついているところとか、そうじゃないところもございます。そういう中でそれぞれの地域の実情に沿った中でまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

道祖委員

部長、家が張りついてないにしても、公共交通の鉄道、鉄路があるところはこれから張りつかせると。住宅があるところだって、本当に言ったように調べてごらん下さい、空き家が何軒ありますか。高齢者の方はどれぐらいいますか。地域の中で、例えば極端な話、筑穂町に住んで飯塚の今やろうとしている中心市街地の吉原町周辺に来るよりも、同じ筑穂町だったらひ

よっとしたら大分を選ぶかもわからないじゃないですか。内野を選ぶかもわからないじゃないですか。そういうチャンスと言うか、機会を与えるべきじゃないかと私は思うんですよ。あれがだめだから、これがだめだから、やってみないとわからないじゃないですか。そういうことをやっていかないと、安心して安全に生活できるような環境はできないんじゃないですか。市長はこういう内容についてはもう既にご承知だと思います。私は個人的に富山市の例を以前お話したことがあります。富山市はこういうことをやっているんです。先例はあるんです。知ってますよね、市長。

市長

貴重な、また夢の描けるようなと言うよりも、私も中心市街地の活性化と言って、中心市街地というのは何も本町、吉原町中心ということではなくて、やはりそのエリア、エリアに、潁田なら潁田、庄内なら庄内、筑穂なら筑穂という1つのエリアというのが当然あるわけで、その中心のところ、例えば中山間地の人たちが下りてきてもらえるような絵をかいていくことによって、その1つのエリアができあがる。それを点と点を結びと。アメリカなんか、広い国土を持っているからですけども、1つ町があったら次の町まで何もありませんよ。日本の場合はずらっと繋がっているから、いろんな公共機関の準備をしなければいけない、道路の整備をしなければならぬ。先ほど江口委員の質問からもありましたように、前の旧町のとときのコミュニティバスの費用が無料であって、使っている人が多かった。だけど、そのエリア内だけの動きだったんですね。そのエリア内だけの動きで、コミュニティバスを無料で走らせて、いま道祖委員の言われる駅のほうまで送っていくということによって、JRを使った交通網で中心市街地に入ってくるというような絵を描けば、じゃあ、もとの無料に戻そうじゃないかと。その代わりに、エリア内だけしか走りませんよと。それは、例えば桂川駅なら桂川駅のところまでしか行きませんと。その時間に合わせていくことによって、桂川駅から市内に入ってくる場合、新飯塚、飯塚に入ってくる場合は鉄道で来てくださいよと。もちろん大分駅にしても大分駅の周辺から下りてきてくださいよと。そういう絵を描けばコミュニティバスの費用等に関しても安くつくんじゃないかと思うたりもしております。いろんな今のご意見というのは、非常に貴重な意見だし、またそういうことを私は将来描いていかないと高齢化、また少子化の流れの中でそのエリアが生きていくというのは大変なことだと。われわれ行政としても費用対効果を考えてときには、どうかして従来ある1つの交通網といいますか、JRにしても、そういうものを使っていくべきでなかろうかと思っておりますので、ありがとうございました、もっともっと、おもしろい意見を出していただきたいとお願いしておきます。

道祖委員

私の思いと市長の思いが一致いたしました。そういうことになれば、やはり企画なり、まちづくりに携わる市の職員の皆さん、その方向性でぜひ今後、まちづくりに取り組んでいただきますよう要望いたします。また、次回機会があれば、これについては質問させていただきますので、よろしく願いいたしますと終わります。

委員長

同じく66ページ、まちづくり支援事業費について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

今かなり夢のある話をされましたけど、現実にはちょっと戻らせていただきます。総務費、地域振興費で2800万円ほどの予算が上がっております。まず潁田、庄内地区ではどういう取り組みをされるのか、お願いいたします。

総合政策課長

潁田、庄内地区へのまちづくりということでございます。ここにつきましては、まず地域資源の発掘ということで、現在、市職員によりますワーキンググループを設置しておりますので、そこを通じまして地域づくり、まちづくりを推進していただく人材を見い出そうと考えており

ます。その方々と一緒になりまして、地域で活用できる人材や施設、あるいは地域資源等を発掘していこうというふうに思っております。そのことに基づきまして、地域に必要とされるまちづくり、これを市民レベルで検討していく予定にしております。

明石委員

いま言われましたけど、まだ漠然としたものと思います。それでは、次に、一番興味があるというか、このあと3人の方が質問をされております筑穂庁舎内のふれあい広場の整備についてどのような改修をするのか、お伺いいたします。

総合政策課長

改修の内容でございますが、高齢者の集いの場、また、子育て中の親の集いの場、またコミュニティバスの待合、あるいは住民票交付待ち等の住民のコミュニティの場としたいと。また地域特産品の開発や販売、あるいは昼食や弁当の提供等も考えておりまして、具体的な整備といたしましては、間仕切りを行い、カフェカウンターの設置、それに販売用陳列台、またテーブル等の設置を考えております。

明石委員

いま言われましたけど、これは料理なんかもする、調理施設もつくるわけですね。それで1つお伺いしたいのは、公共施設の中では商売ができないという話もちらほら聞いております。このところはどういうふうになりますか。

総合政策課長

庁舎内の目的外使用の許可を取りまして、そういうまちづくり関係の営業をしていきたいというふうに思っております。

明石委員

それは問題ないということですね。ですね。続いて、ふれあい広場の支援についてお伺いいたします。

総合政策課長

支援ということでございますが、運営につきましては、まちづくり協議会にお願いをしたいというふうに考えておりまして、当面3年間に限りまして支援の補助金を出すと、支出する予定にしております。3年間で運営等が軌道に乗りますように目指してまいりたいと思っております。

明石委員

3年間、一応支援補助金を出すということですけど、私なんかもずっと商売をしてきた関係で非常に難しいのではないかと、私は考えております。しかし、拠点づくりということで今後頑張ってもらわなきゃいかんから、余り不安ばかり与えてもしょうがないので協力はいたしますけど、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

総合政策課長

ふれあい広場につきましては、本年の11月のオープンを予定しております。まずは運営をお願いしたいと思っております地元自治会、あるいはまちづくり協議会との具体的な調整を予算の確定後から実施をしたいというふうに思っております。工事関係につきましては、4月以降に設計委託を行いまして、工事の開始は8月ごろを予定しているところでございます。

明石委員

今の時点では大体スケジュールはそういう形になっていきますけど、具体的な現時点での動きが見えないんですけど、予算が成立すれば、ぜひ成功してもらわなければ困ると思っておりますので、あと3人の方がいろいろ質問をされると思いますので、私は協力するという立場でこの質問を終わらせていただきます。

委員長

同じくまちづくり支援事業費について、吉田委員の質疑を許します。

暫時休憩いたします。

休憩 13:36

再開 13:36

委員会を再開いたします。

吉田委員

途中で中断して申し訳ありません。それでは質問項目、かなり多岐にわたってだぶっていますので、私が聞きたかったところは、ちょっと待ってください、ありました。地域特産品ビジネス、これについてはどのようなことを行いますでしょうか。

総合政策課長

予算に載っています地域特産品ビジネス等支援事業費のことでよろしいでしょうか。これにつきましては、運営をお任せしますまちづくり協議会、これのほうに補助金として支出をする額を計上させていただいております。具体的には庁舎の一部をお借りするという事で、家賃、それとそこを運営していただく方の人件費、それに初回のみ、25年度のみでございますが、備品等の購入費、それと先ほど申しましたが、軽食等を出すようにしておりますので、それに関わります食材費と光熱水費等を計上しております。

吉田委員

わかりました。この企画なんですけど、今回この企画を実施するに当たっての質問ですが、地域の方からこれは提案されたことですか、それとも行政のほうから提案して行うようになった事業ですか。

総合政策課長

今回のこのふれあい広場の整備でございますが、これにつきましては平成22年から筑穂地区を活性化したいという住民の方、それと旧筑穂の若手職員で構成をしておりますワークショップを組織いたしまして、その中で筑穂のまちづくりをどうやっていったらいいんだろうということで、約2年間にわたって協議をした結果、このような地域コミュニティの交流拠点の整備というものに行き着いたものでございまして、行政のほうから提案した形のものではございません。

吉田委員

ただいまご説明のように、22年度より地域住民の活性化の思いがあるということで、予算計上に至ったと思います。行政提案型ではないと言われましたが、行政職員も最大限協働していただきながら、よりよいものをつくり上げ、継続させていただきたいと思います。

委員長

次に、同じくまちづくり支援事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

お二人の方で私が質問を考えていたことは、ほとんど終わったんですけども、いま最後の、若手職員でワークショップを開いてということでしたけれども、このまちづくり協議会という団体自体はいつ頃からできて、どういう構成になっているのか、お聞きします。

総合政策課長

ここで運営をお願いしたいのは、筑穂のまちづくり協議会でございますが、筑穂のまちづくり協議会は確か平成22年度に設立をされているんじゃないかなと思っております。メンバーにつきましては、自治会等、各種団体等で構成されていると聞き及んでおります。

宮嶋委員

まちづくり協議会自体は、そういう自治会長さんとかがメンバーだということなんですけど、実際にこれを運営していくとなったら、そういうまちづくり協議会のような団体でずっとやっていけるものなのか、何か一つまとまったグループなり、実行部隊みたいなものをつくらないと、なかなかノウハウもいろいろありますし、難しいんじゃないかなというふうに思うんですが、

今後その辺をどうやって運営していくかとか、そういう具体的なことはまだ決まってないわけでしょう。

総合政策課長

質問者おっしゃいますように、まちづくり協議会全体に運営をとすることはちょっと難しいかもしれませんので、その中に位置づけていただきます実行部隊と申しますか、その方たちに、実質の運営を行っていただくように考えております。ただ、これにつきましては、現在、まちづくり協議会のほうと調整をしていきたいというふうに思っております。

宮嶋委員

先に建物というか、整備のほうの予算が先に上がってきていますけれども、そういう具体的にどういう運営をやっていくかというのが決まらないうちに、先に器ができてるっていうか、そういう気がしてならないんですね。だからぜひ、今から工事とか中身をどんなふうにしていくのかというのが決まってくると思いますけれど、その辺もときちんと中身を精査した上で扱わないと、工事費をかけたけれど、3年間は補助金を出すと言われてますから、3年間は細々とでもやって、大成功するかもわかりませんので、どういうふうになるかわかりませんが、3年間一所懸命頑張られても、その後が続かない、せっかく整備費をかけて続かないというようなことにもなりかねないので、器をつくる前にもっと中身を精査すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総合政策課長

質問者ご指摘のとおりだと思ひまして、結果的に今、筑穂庁舎の改修、ふれあい広場の整備を今度25年度の予算に計上させていただいておりますが、運営の母体となりますのは先ほど申しました筑穂の住民の方を中心といたしました組織で、その中でどういう運用を具体的にもこういうふうにしていったらいいんじゃないかというような協議は十二分にしてきたところでございます。あとは、これの位置づけといたしまして、NPO法人化するなどの組織化、それとまちづくり協議会本体との調整なりを今後進めていきたいというふうに思っております。

宮嶋委員

形から入らないで、中身をきちんと充実させて、先ほど明石委員も言われましたけれど、なかなか経営というのは難しいだろうと、軌道に乗せていくのは大変なことだろうと思ひますので、ぜひその辺しっかりやっていただきたいというふうに申し上げて終わります。

委員長

同じく、まちづくり支援事業費について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

同じくでございます。この取り組みに関しましては、肯定的に考えております。というのは、やはり地域がどうやって自立するのかというときにコミュニティビジネスというふうな観点で展開をする。筑穂については長崎屋さんもそうですよね。長崎屋さんも地域でやって、またそこでイベントをやりながら、ないし食事を提供しながらという部分でやってこられました。それがこういった形で、さらに一歩前進することはうれしいことだと思っております。ただ、この部分が庁舎を使ってやるわけですね。ある意味、人が来ていただいてというよりも、どちらかと言うと、今おられる住民の中でどうやってきちんとコミュニティを図るのが。そういった部分の展開かなと思うんですが、それから一歩進んだ形、内野のほうはどちらかと言うと外から来ていただくほうですね。今回、こちらのほうは中志向に見えるんですが、そういった分も含めて、例えば観光といった面も含めてですね、これがバイパスのほうのね、ロードサイド等へ展開するといったことも視野に入れているのかどうか、その点はどうですか。

総合政策課長

この件につきましては、筑穂のまちづくりということでございますので、まずは地域住民の方々の利用を中心に考えて運営を進めたいというふうに考えております。質問者ご指摘の国道

なりの出店といえますか、それからの広がりということにつきましては、今後また十分な検討をしていきたいというふうに思っております。

江口委員

ぜひ、本当に地域の方々がビジネスを展開していくというのはいいことだと思っておりますので、その点もあわせてお願ひしたいと思っております。そこでですね、このふれあい広場の整備についてなんです。設計委託の210万円並びに整備工事費1890万円がついてるんですが、こちらの発注についても、やられるのは地域の皆さま方なんで、そこにお願ひをした上でしっかりと話をさせていただいて、設計委託や整備工事のほうも随契でお願ひをして、思いきりつくってください、この範囲なんだけれど、頑張ってくださいねという形をされるのか、それともここについては、残念ながら指名競争入札等々となるのか、そこら辺については、どんなふうにお考えですか。

総合政策課長

今設計あるいは工事につきまして、質問者指摘のとおり、そういうふうにはまちづくりに取り組んでおられる方々に委託というか、お願ひするのがもっともかもしれませんが、何分そういうツールなり技術等がございませんので、これからは予算を通していただきましたら、入札にかけたいというふうには思っておりますが、ただし、設計を出す段階におきましては、その方たちと十分な協議を行ってその意向を酌んでいきたいというふうに思っております。

江口委員

取った業者が外の業者で、相談をされるだけだったら、まちづくり協議会にはある意味一銭も入らないわけでございます。地域の財源とはならないわけなんですよね。ところが、本当に地域の中でやれる方々がないかどうか、しっかり見ていただいたら、もしかしたらいるかもしれませんが、そういった方々が、業者としてではなく、まちづくり協議会の一員として加わっていただいて、その地域の方々と一緒にものをつくり上げるということをやると、地域財源がプラスになりますし、自分たちがつくりたいものをつくれます。それこそ運営するのは自分たちですので、使い勝手のいいものもできるでしょうし、ぜひそういった分を一遍予算が通った後でいいと思いますが、立ちどまって考えていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

次に、67ページ、穎田まちづくり協議会補助金について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

穎田まちづくり協議会補助金の内容をまずお知らせください。

市民活動推進課長

穎田まちづくり協議会につきましては、穎田まちづくり協議会が主催しておりますまちづくりフェスタ、穎田地域全体で行われております環境美化活動が主な内容となっております。

明石委員

実はこの質問をしようと思ったのは、予算を見ながら思ったんですけど、これは他の地区でもいろんなイベントを行っております。それから補助金の所管課がそれぞれ異なっており、市民に対して本当にわかりづらいし、私もどういふふうになってんのかなというところがありますもんで、まちづくり協議会の補助金を含め、補助金の所管や名称等のわかりやすい整備が必要ではないかと思っております。合併後、いろいろな祭りなんかを6年してきましたけれど、非常にわかりにくいところが多いので、これについて考えをちょっとお聞かせください。

市民活動推進課長

委員ご指摘のとおり、それぞれのイベントの趣旨が違ふことから、補助金の所管課も異なっております。また、まちづくり協議会に参画していただいております各団体への補助金も複数の所管課がございます。これらの補助金の整理統合につきましては、早急に補助金所管課及び関係団体との調整を行いまして、所管や名称等についてわかりやすい整理を行っていきたくと

考えております。

明石委員

ぜひ、お願いいたします。各旧町が均等になるように、祭りが盛大になるように、ぜひよろしく願いをして、私の質問を終わります。

委員長

次に、同じく67ページ、鯉田子供山笠振興会山台等購入助成金について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

先ほどの質問は夢と言われましたので、現実というところに入っていきたいと思います。現実には厳しいですね。去年も相田地区と鯉田地区子供山笠振興の関係で、こういう助成金の項目が入っておりました。しかし、それは実施にならなかったんです。これが現実です。だから今年も載せていただいております。これが現実です。これはまたことしも消えるのでしょうか。

市民活動推進課長

鯉田の子ども会の山笠振興の補助金をコミュニティ助成で使っているということなんですけれども、近年、平成22年にこの宝くじの助成の仕分けや2年前の東日本大震災の関係もありまして、確かに申請に伴いまして、採択の件数が減っております。過去によりまして平成20年では、3件の申請がございまして3件採択されました。21年度は5件に対しまして2件、22年度が5件に対しまして4件、23年度から減りまして6件のうち2件、24年度は7件の申請に対しまして2件の採択となっております。採択が非常に厳しい状況となっております。

道祖委員

厳しい内容になっております、それは厳しいでしょう。だから去年落としたんでしょう。ついてないんですよ。だから今年載せたんですよ。厳しいんですよ。わかっていますよ。それでこの子ども山笠にかかっていると、鯉田のこと言ってますけれども、相田だってそうなんですよ。二瀬流れができてですね、まちづくりをしようということで二瀬流れができたんですよ。そして、それから子ども山笠もつくっていこうというふうな形になってきてるんじゃないですか。子ども山笠に関わっている人たちというのは、だいたい世代的にいうと、どの辺の世代の人たちが中心で頑張っていますか。

市民活動推進課長

鯉田の子ども山笠の申請がございまして、その内容につきましては、鯉田地区の若い世代が中心となってできた鯉田子供山笠振興会が地域の活性化及び青少年の健全育成を目的としまして、子ども山笠を実施するため備品を整備するものとして書いております。ということでございまして、若い世代の方が関わっていると認識しております。

道祖委員

子ども山笠はやはり、若い世代の人たちが関わってきておるんだらうと思いますよ、私も。いま私は鯉田のことばかり言ってますけれども、相田地区でもそうですよ。これは間違いないですよ。山笠に参加したことありますか、課長。

市民活動推進課長

私は過去に東流れに入ったことがあります。

道祖委員

ということは、山笠の状況というのは承知しているということですよ、そういうふうに理解します。それで、お願いですけど、あなた方はまちづくり協議会をつくって、一所懸命、地域の活性化に取り組もうとしておるわけですよ。お尋ねしますけれども、まちづくり協議会のメンバー見てください。どういう構成になっていきますか。まずその印象を教えてください。

市民活動推進課長

まちづくり協議会は自治会が柱になっておりまして、自治会の会長さんがともに会長を務めている方が多ございます。そういうことで、まちづくり協議会の中では、確かに地元の中で、年齢の高い方がおられると思っております。その中で各団体が入りまして、若い世代にもまちづくり協議会として機能を進めていると、認識しております。

道祖委員

どうしてもね、自治会中心になっていけば、高齢者の方が多い。高齢者というか、やはり子育てが一通り終わった方々が多い。子育てにかかる人たちが、一所懸命こういう地域おこしをしようとするとき、まちづくり協議会もつくって、先ほど言ったように拠点をつくってやろうとしているのに何というか、盛り上がったときにですね、やはり補助金を、盛り上がったときにやっぱり補助金つけていただかないとね、じゃあ今年つきませんでした、来年、再来年につけますとかいう話になったときはですね、いま少し地域の活性化に後手を踏むんじゃないかと私は思いますけど、どう思います。

市民活動推進課長

委員が言われますように、本市としましては市民の方々の取り組みについては非常に重要だとは認識しております。そのような取り組みについては、本市としましては大切にしていきたいとは考えております。

道祖委員

課長にお願いしても課長の答弁はあそこまででしょうから、上の方どなたか地域づくりの観点からこういうものについてどういうふうに進めていくか、ご答弁いただけないでしょうかね。

市民環境部長

ただいまのご指摘の件でございますが、確かにいろんな支援というのは必要だろうと思っておりますし、ご指摘の中の分につきましては、いかにまちづくり協議会に対して市として財政的支援ができるのかということだと考えております。この部分につきましては、市が抱えるいろんな補助金がございますし、その辺につきましても今後できるだけ早い段階でまちづくり協議会はもちろんのこと、市としてかかわるそれぞれの所管課と今後詰めていきたいと思っております。

道祖委員

あのですね、この山台の購入助成金ということでお願いしておりますけどね、これ子ども山笠をつくるにはこれだけじゃ足りないんですよ。これを中心に市がいくらかの助成をしてくれることによって、周りに協力をお願いして、そして多くの人たちが参加して、祭りに参加していくわけですね。そういう意味では、私は地域づくりには大変いいことだと思っております。そういう自助努力もやりながら、行政に対して補助をお願いしているということをよく考えていただいでですね、よろしく予算の執行をお願いいたしまして、終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:10

委員会を再開いたします。

次に67ページ、筑豊五市連携事業実行委員会負担金について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

地域振興費の筑豊五市連携事業実行委員会負担金ということで質問させていただきます。筑豊五市とはどこの市を指すのか、まずお願いします。

総合政策課長

ここでいう五市につきましては、飯塚市、嘉麻市、直方市、宮若市、それに田川市を指して

おります。

吉田委員

この事業を担当される本市の担当課は、どこになるのでしょうか。

総合政策課長

現時点では五市の企画の担当部門で行っておりますが、事業の実施に当たりましては商工観光あるいは生涯学習部門にも声をおかけしまして、協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

吉田委員

このイベントを開催するにあたって、開催についての考え方についてお聞かせください。

総合政策課長

この件につきましては、筑豊五市の中で持ち回りで開催していくということで、現在協議をしております。その中で、まず最初に本市で開催をいたしまして、その後は残りの4市で1年ごとに分担して開催をしていく予定としております。

吉田委員

続きまして、概要についてお願いします。

総合政策課長

この五市連携事業の概要でございますが、基本的な概念といたしましては筑豊地域を元気にするというのを念頭に考えております。その中で、踊りとそれと食、これを具体的にテーマにしたイベントを実施したいというふうに考えております。

吉田委員

具体的な開催日程と、もう少し内容についてご説明をお願いします。

総合政策課長

日程につきましては、9月から10月にかけてということを用意をしております。具体的なこととしましては、踊りにつきましては各団体等にお声かけなどをいたしまして、踊りの発表というような形をとると同時に、集客を狙いまして食に関するイベントと申しますか、出店等を現在考えておりますが、まだ五市の中で正式に決定はしてはおりません。

吉田委員

ただいまありましたが、踊りの関係の団体は、例えば市町村でどのくらいの団体の規模なのか、あわせて食の団体ということで参加される団体の規模及び来場者見込み等についてはどのようなようになっていきますか。

総合政策課長

踊りの団体といたしましては、各市、五市ございますが、10名から30名程度を考えてはおります。踊りについては、コスモスコモン大ホールで行いたいというふうに思っております。来場者につきましては1,000名ぐらいに来ていただければというふうに考えております。

吉田委員

わかりました。筑豊地域の交流促進と協働による活気あふれるイベントの成功を目指し、地域を盛り上げることについては大賛成です。参加団体が重要だと思っておりますが、最後に踊りの出演と食の参加団体の基準等は何か考えられていますか。参加基準等です。

総合政策課長

基準等については、これから5市の中で検討してまいりたいと思ひまして、今のところは特に考えておりません。

委員長

同じく67ページ、まちづくり協議会関連補助金について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

資料のほうを出していただいております。資料の25ページあたりですか、23からあるかな。23ページから穎田まちづくり協議会の実績報告書を出していただきました。18年度並びに23年度について出していただきました。先ほどもちょっと明石委員のほうから質疑があったんですが、やはり合併して7年が経過をいたします。どうやってきちんと整理をしていくかというのが重要になってきますし、それについて過去の決算であるとか、予算であるとかでも何度もこの点については出てまいりました。ただ25年度の予算でも穎田まちづくり協議会補助金に関しては133万6千円計上され、その他のまちづくり協議会の活動推進補助金については各団体15万円の補助で180万円の予算がなされております。やっぱり大きな格差があるわけですが、他方、この穎田のまちづくり協議会はどういったものを行っているかということに関しては、先ほどまちづくりフェスタと環境美化事業というお話がございました。収支報告並びに助成金の交付状況はあるんですが、現実としてどのようなことがあっているのか、何人ぐらい、例えばまちづくりフェスタについても何人ぐらい来られて、記念品についても小学生以上で10万5600円、小学生未満で3,150円ですね、環境美化事業でも、まあ、この金額はどうやって積算されたのかわからないわけですが、現実どういったことがあっているのか、お聞かせいただけますか。

市民活動推進課長

まず、まちづくりフェスタの件ですけれども、これは合併前からやっております地域の中のイベントでございまして、先ほどご質問がありました、例年200名以上の参加がアットおるところでございますが、23年に24年にかけては、高齢者の交通安全とか、子どもの交通安全をテーマにしまして、さらに郷土芸能等を披露しまして地域の交流を図っているというふうにしております。記念品につきましては、小学生以上を10万6千円となっておりますけれども、これはエコバック等を記念品として渡しております、小学生未満につきましては鉛筆等の文具類を渡しているというふうになっております。また、環境美化活動につきましては、1万5千円を限度としまして、内容としましては道路の草や法面を自治会のほうで自主的に刈っていただいております、その分につきましては替え刃とか、燃料費、その分を補助しているというふうになっております。

江口委員

道路の草をとっているところは、ほかにもあると思うんですね。どういうふうな形で公平性が保たれるのかが心配であります。あとですね、18年度の決算を見ても18年度の支出ってのは、23ページを見てわかるように57万7597円なんですね。18年度の決算です。57万7597円、23年度の決算を見ても74万5376円なんです。ところが予算計上されているのは133万6千円と大きく違うわけなんですね。ここはどういった理由でしょうか。

市民活動推進課長

この予算の計上につきましては、穎田まちづくり協議会の精算方法につきまして翌年度精算という方法で支出をしております、つまり予算133万6千円の確保はいたしておりますが、例えば70万円であれば、翌年度は63万6千円を補助いたしております、必要以上の補助は行っておりません。

江口委員

他の団体と取り扱いが違いますか。

市民活動推進課長

精算方法につきましては、他のまちづくり協議会同様、今後統一していく中で、この辺のところも同じように取り扱いが必要だとは考えております。

江口委員

全部が全部、全く同額にしろとは言いませんが、精算方法も7年経ってこんなに違ったままですね。このままというわけにはいかないと思っています。まちづくりに大切なんで、それぞ

れがきちんと考えてやっていただく。そこに対してきちんとした財政支援をするというのは必要だと思っています。そういったときに、額田を下げれという話ではないんだと思うんです。ほかのところについてもきちんと、同じような部分、きちんと支えようよということを考えるわけですが、その点について25年度中には結論を見せていただきたいと思うわけですが、どうですか。

市民活動推進課長

まず一括補助金ということで、23年、24年、取り組んでいたところでございますが、これまで議会で答弁を申し上げましたように、地域向け補助金の統合につきましては、調整が遅れている状況でございます。その件に関しましては、25年、まちづくり協議会もこの辺を、制度に伴って調整をしていきたいという所存でございますが、やっていくつもりでございます。ただ、額田地区におきましては、合併以前から積み上げてきました地区のまちづくりをまちづくり協議会がすべて担っておりました歴史的背景がございます。合併後にもそのような中で調整が図られまして、現在まちづくり協議会の中ではまちづくりフェスタと環境美化活動等がこのまちづくり協議会の補助金としまして、まちづくりのために残っております。このようなことを踏まえまして、委員おっしゃるように、地域向け補助金を統合する中で整理し地域にとって活用しやすい補助金としてまとめてあげたいというふうに考えております。

江口委員

後段で、ただというのがついたのが、非常に気にかかるわけです。そういったことも理由がわかるんだけど、それでもきちんと整理をして、ある意味やらなくちゃいけない時期に来ましたよねと。もう7年経ちましたよねというお話をしているわけです。言いましたように、道路の草取りにしてみても、ほかのところではボランティア用のごみ袋をもらってそれでおしまいというところはいっぱいあるわけです。額田だけ、例えばその燃料費が出たり、何とかが出たりというわけにも、それがずっと続くというのはおかしいですよってなりますよね。だから、明石委員も言われたように整理が必要なんです。25年度中に整理をしてください。担当課長はただという言葉をつけられましたが、部長なり、市長、副市長、どうですか。

市民環境部長

ただということではございません。前向きに取り組んでまいります。

(「関連」と呼ぶ声あり)

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:24

再 開 14:24

委員会を再開いたします。

次に、68ページ、情報セキュリティについて、江口委員の質疑を許します。

江口委員

68ページ、総務費、電算管理費の中でございます。予算書の中には入っていないんですが、予算資料のほうに入っております。予算資料ですと9ページにセキュリティUSB購入で新規で212万1千円等とあります。資料のほうを出していただいておりますのが、29ページ、セキュリティUSB検討資料というのを出していただきました。これでわかるように、現状使用USBというのが今ございます。非常に高価なものを買わされたなと思っているんですが、今回これを買ひ替えるという理解でよろしいのでしょうか。まず、その概要からご紹介いただけますか。

情報推進課長

実際システムを入れ替えさせていただきます。それに至った経緯といたしましては、新庁舎建設に伴いまして、サーバー室等が現在の穂波庁舎のほうに移る関係上、それにかかる経費を

抑える意味でいま入っておりますUSBのサーバーを穂波庁舎のほうに移設しますとIPだとか、そういったものの設定の費用がかかりますので、その分を抑えるために今回USBのメモリーを新規で購入させていただこうというふうをお願いをしているところでございます。

江口委員

予算の上では212万1千円となっているんですが、この資料の中で、3つあって導入予定USB2ギガのやつの下に容量増の8ギガのやつがあるんですね。で、予算資料を見る限りではこの容量増のやつって入っていないんですが、こちらへんはどんなふうな考えなんですか。導入するUSBの本数等も含めてご案内ください。

情報推進課長

検討資料として出させていただいておりますので、いま考えております2ギガの分を今回25年度でお願いしたいというふうに考えております。検討する中で、2ギガの分と8ギガの分とございまして、今回は2ギガの分をお願いしたいというふうに考えております。

江口委員

あくまで8ギガに関しては考えたんだけど、今回はしないよってことですね、わかりました。ただですね、USBメモリーを200本という形なんですけど、どういうふうな形でこれをですね配って使っていただくのかがどうかと思ってるんです。飯塚市も加わってクラウドという話をしますよね、そういった形でファイルの交換等々に関してはネットでやれるものがあります。そういうことを考えるとUSBメモリーを使うっていう場面がそれほど多くあるのかどうか1点、もう1点がそれぞれの端末に関してはきちんとセキュリティをなされていますよね。その中で、導入するUSBにファイルに暗号をかける、この選定理由の一番上の堅牢な強制暗号化機能を搭載しているということに関しては必要だと思うんですが、この次のウイルス対策ソフト、ここまでが必要かどうかということに関して疑問を感じるわけです。その2点、まずお答えいただけますか。

情報推進課長

現在もUSBのセキュリティ対策をしたUSBは使っております。各課で必要な分をそれぞれ振り分けて使っていただいておりますが、飯塚市のネットワークは基幹系と情報系、特に住基だとか税だとか個人情報の集まっている基幹系のシステムと財務だとかグループウェアとかそういったもののネットワークは物理的に分離をしております。特に基幹系で使っているパソコンというのはUSBのポートを原則的に閉めております。どうしてもそのデータを引き抜いてメールで送らなくちゃいけないとか、そういった場合においてUSBのセキュリティ対策をしておりますUSBのメモリーでデータを抜いて情報系側に渡して、外にメールをしたりとか、それとかどうしても外にデータを持ち出さないといけないというような場合において使っているところでございます。そしてUSBのメモリーにセキュリティ対策が必要かということとでございますが、現在USBメモリーを介してウイルスが蔓延しております。市のネットワークの上でも、毎週水曜日の12時からそれぞれのパソコン全部の中をセキュリティ対策ソフトでウイルスが入ってないかどうかというのをチェックしております。先ほど言いましたようにUSBを介してウイルスが蔓延しておりますので、仮に飯塚市の使っているパソコン上では、もしウイルスが入っているUSBのメモリーをさせばすぐにわかるんですが、そういったことを対策ができるソフトを入れておけば、万が一外からそういうデータをいただいたときに、チェックができるので、そういう面で今回は、USBのメモリーにウイルス対策ソフトを入れたいというふうに考えています。

江口委員

気持はわからなくはないんですが200本とすれば、導入予定経費としては212万1千円ですから、1本あたり10,000円ですね。2ギガのUSBの市販の価格と比べるとかなり高価な部類に入るんだと思います。暗号化機能をもってそこには至りません。どこでそのバ

ランスをとるのか、お金がない中ですので、十分に検討していただきたい。また、セキュリティに関してUSBを使う、セキュリティUSB以外の部分もありますよね、その分に関して十分な配慮を求めたいと思います。以上です。

委員長

次に71ページ、人権啓発センター・同和会館管理運営費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

71ページの総務費、人権同和推進費、人権啓発センター・同和会館の管理運営費についてということですが、資料として30ページに人権同和对策事業予算総括表というのを出していただいておりますので、この予算、まず歳入についてご説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

資料の予算総括表、歳入についてご説明を申し上げます。平成25年度の歳入総額といたしまして6833万4千円を計上いたしております。前年度比といたしまして997万1千円の増となっております。主な増減要因といたしましては諸収入の川島納骨堂の移転補償の1434万1千円の増、それから、隣保館運営事業費補助金については補助基準額の減によりまして334万9千円の減及び人権同和问题啓発費補助金が啓発の推進費の事業委託によりまして77万8千円の減などとなっておりますのでございます。

宮嶋委員

それでは続きまして、次のページの歳出についてお願いいたします。

人権同和政策課長

資料の31ページでございます。総括表の歳出についてご説明申し上げます。25年度歳出の総額といたしましては2億6796万8千円となっております。前年度比1478万円の増となっております。その主な要因といたしまして人権同和推進費では、人件費について住宅新築資金事業が組織変更により平成25年度から新設される住宅課に移管されるため、住宅新築資金特別会計分の人件費が増額となっておりますのでございます。また、委託料につきましては川島集会所建て替えに伴います設計測量委託のための654万8千円の増額となっております。工事請負費でございますが、24年度に実施の川島納骨堂建てかえ工事が単年度事業でございましたので、その分2045万円の減額となっております。また、財産購入費につきましては川島集会所建てかえに伴う用地購入費のため697万円の増額ということになっております。次に、人権同和教育費につきましては、賃金については費目の組みかえによりまして217万6千円の増、委託料につきましては直営で行ってございました旧4町の啓発事業の委託によりまして1789万7千円の増などとなっておりますのでございます。

宮嶋委員

引き続きまして、人権啓発センターということで人権啓発センター・同和会館はどのような目的、どのようなことに使われているのか教えてください。

人権同和政策課長

人権啓発センター及び同和会館につきましては隣保館という位置づけでございまして、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域にひらかれたコミュニティセンターとして使用していただくのが隣保館の役割であると考えております。例えば、現在市内3館の隣保館で行っております事業のうち主なものをといたしまして周辺地域の方々を対象といたしまして陶芸教室や生花教室、保存食教室、また夏休みに行います子どもの料理教室、高齢者対象のデイサービス事業など、また健康教室などがございます。

委員長

宮嶋委員、決算でも同様の質問をされていたと思うんですが運営にご協力をお願いいたします。

宮嶋委員

どうしても同じ議論になるんですが、中身を聞きますとね、地域の公民館とほとんど変わりはないというようなことが行われているというふうに思います。ぜひ、その辺精査して公民館、一般公民館と一緒に活動をやっていただきたいと思います。今回、隣保館の職員配置と勤務形態がどうなってるのか教えてください。

人権同和政策課長

隣保館の職員配置勤務形態ということでございますが、市内に3館ございましてそれぞれに、館長1名嘱託職員でございますが、清掃、事務補助といたしまして臨時職員を2名を配置いたしております。それとともに立岩会館には3館のデイサービス担当の看護師1名これも臨時職員でございますが、と筑穂の人権啓発センターに3館の施設管理担当をしております臨職1名を配置いたしておるところでございます。勤務形態といたしましては、館長につきましては月17日勤務、清掃及び事務補助につきましては月11日程度勤務、看護師及び施設管理につきましては月13日程度勤務となっておりますところでございます。

宮嶋委員

相談業務というのがあるそうですけれども、どなたがされてて、何件くらいあったのか教えてください。

人権同和政策課長

相談業務につきましては、館長及び臨時職員の指導員が行っておるところでございます。相談件数といたしましては、平成23年度におきまして立岩会館で53件、穂波センターで68件、筑穂センターにおきまして56件、合計192件となっております。その内容につきましては、生活相談が44件、健康相談が56件、教育相談が36件、育児相談16件、その他は40件となっております。

宮嶋委員

次に72ページの人権同和推進事業費というところですが、同和団体の補助金についてお尋ねします。部落解放同盟補助金が2410万円、全日本同和会が257万円、これは昨年と同額ではないかと思いますが、いかがですか。

人権同和政策課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

同和関係の補助金については、なかなか根拠があいまいであるということで、年々減らしてきたと思うんですが、ぜひその努力をしていただきたいと思いますが、この補助金、何で減らなかったのか、補助金の算出の根拠をお願いいたします。

人権同和政策課長

なぜ同額なのかということでございますが、本補助金につきましては、役員の人件費、行動費、大会研修の旅費などを積算しておりまして、団体の年間事業計画、事業実績等を考慮いたしまして、前年同額といたしたところでございます。算出の根拠といたしましては、特に会員数の多少あるいは運営費用の何%といったものを根拠にしておるわけではございませんで、行政の補完業務ということで交付をいたしております。補助金の金額につきましては、団体の年間事業計画、事業実績等のボリューム等を参考に算定をいたしているところでございます。

宮嶋委員

いつも同じことなんですが、行政の補完業務と言われますが、それは具体的にどういうことでしょうか。

人権同和政策課長

行政の役割といたしまして、人権問題につきましては、法律で定められております行政の責務がございます。その責務を果たすための補完的な事業を行っている団体につきまして本補助

金を交付しておるところでございますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

宮嶋委員

その補完業務というのが、どういう業務ですかということをお聞きしているんです。

人権同和政策課長

先ほども申し上げましたように、行政の責務として啓発教育業務等がございますが、その一環といたしまして研修なり講演会、そういうふうな部分で関連団体につきましては行政の補完をしていただいているところでございますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

宮嶋委員

いま言われました啓発とかそういうことはNPOがやっているんじゃないんですか。運動団体がやっているんですか。

人権同和政策課長

委員ご指摘のように、旧飯塚市におきましては、啓発業務の一部につきましてはNPOへの委託をいたしておるところでございます。しかしながら、旧4町あるいはその他全体につきましては、全部を委託をしておるところでございませんので、その辺の関連団体の補完行為というところで補助金を交付しておるところでございます。

宮嶋委員

筑穂や穂波の人権啓発センターでも25年度はNPOが入るといふふうに先ほど言われたんじゃないかと思いますが、違いますか。

人権同和政策課長

旧4町におきましても25年度からNPO等に委託をする計画でございます。しかしながら、それがすべてではございませんので、解放同盟の決算書の中にもございますが、自主財源としての位置づけもございますが、運営費補助から事業費補助への移行ということに基づきまして、事業費につきましては行政の補完行為と認められる費目につきましては補助金の対象というふうに認識をいたしているところでございます。

宮嶋委員

NPOが入られて仕事をされるのであれば、その分補完業務が減るということで、団体の助成金が減るんじゃないかなというふうに思いますが、それと先ほど算出の根拠の中で言われました団体の年間事業計画や事業実績のボリュームというふうに言われましたけれども、これは年間事業というのは運動団体の年間行事、この上部組織でありますいわゆる中央と言うのか、何と言うんですか、そういう大きな大会に出られるのに旅費とかそういうのがあるということになりますと、これが補助金の算定根拠になるというのは、その団体が自分たちの運動を起こしていくための全国組織の会議に出るのに、団体のそういう会議があるからといって団体の補助金にそういうものが算定されるのかどうか、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

人権同和政策課長

委員ご指摘でございますけれども、先ほどから申し上げております行政の補完行為につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条におきまして、地方公共団体は基本理念にのっとりまして、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すると、地方公共団体の責務が述べられておりますが、行政で十分にできない部分につきましては関係団体に補完をしていただいているという認識を持っておるところでございます。

宮嶋委員

水掛け論になりますけれども、法律があるのはわかります。法律があって、それにのっとり行政がやるのはわかりますけど、それをどうしてもその運動団体に補完していただかないといけないだけの仕事の量があるのか、ちょっと疑わしいというふうに思います。部落解放同盟、

全日本同和会それぞれの会員の数と会費はいくらでしょうか。

人権同和政策課長

会員の数につきましては、24年4月1日現在、部落解放同盟飯塚市協議会が会員が760名、会費が月額600円でございます。また全日本同和会飯塚支部協議会につきましては、会員が91名、会費が月額400円と報告を受けているところでございます。

宮嶋委員

自主財源がないというか、大変な団体だと思うんですが、これいま計算しますと、部落解放同盟で言えば1人あたり補助金がその人に使われるということではありませんけど、1人あたり31,700円の補助金が支出されていることになります。その方が毎月600円会費を払っているわけですから、7,200円年間払ってあるということなんですよ。これが全日本同和会でいきますと、1人当たりが28,200円で、会費は400円ということで4,800円、もうほとんどが補助金で活動をされているというような状況になっています。それで資料を出していただいているんですが、資料の52ページにここ何年かの予算書をつけていただいておりますが、この部落解放同盟の収入のほうでいきますと、2973万3887円というのが収入のほうの予算です。そのうちの補助金が2410万円ですので、ほとんどと言うか、81%が、その会の収入の81%が飯塚市からの補助金だという団体です。そして支出のほうを見ますと、同じように2973万円の総支出になるんですが、そのうちの人件費というのが1016万円で、これがまた総支出に占める人件費の割合が34.17%ということで、支出の3分の1以上が人件費ということです。こんな大きな補助金をもっている団体は他にはないんじゃないかなと思いますが、どこかこういう総収入に占める割合が80%も、50%でもいいですけど、そういう団体が他にありませんでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:53

再開 14:53

委員会を再開いたします。

財政課長

申し訳ありません、把握をしておりません。

宮嶋委員

すいません。質疑を出しておりませんでしたけども、まずどこの自治体に行っても、そういうところは他にはないだろうと思います。今度いつかゆっくり探しておいてください。自分たちの団体の大会や研修会、その費用、人件費、すべて飯塚市に持ってもらうというようなこういう予算は認めることはできないというふうに言って、この質問を終わります。

委員長

続けて、川島集会所建替事業費について、宮嶋委員、どうぞ。

宮嶋委員

すみません。73ページ、人権同和推進費の集会所等建替事業費ということで、川島集会所の建て替えが出てきております。この川島集会所の建て替えですが、なぜ建て替えをしなければならないのかを教えてください。

人権同和政策課長

川島集会所の建て替えにつきまして、なぜ新築かということですが、都市計画道路の鯉田中線の道路工事に伴いまして、取り付け道路の部分が現集会所にかかるため立ち退きを余儀なくされておったもので、建築後約49年経過しており老朽化もいたしておりますが、継続して集会所が要するという地元の要望がございましたので、移転新築という運びとなったものでございます。

宮嶋委員

この集会所の建築年数、規模、今の建て替える前のですね、これを教えてください。

人権同和政策課長

現川島集会所につきましては、昭和39年5月に建設されたもので、木造瓦葺き2階建て、延べ床面積は1階が74.59平方メートル、2階が69.56平方メートル、合計144.15平方メートルでございます。敷地面積といたしましては250.01平方メートルでございます。部屋の間取りでございますが、1階が集会室、6畳と4畳半の和室及び台所でございます。2階が集会室と4畳半の和室となっております。

宮嶋委員

新しく建設を考えておられます集会所、どのくらいの規模で予定されているのか、お願いします。

人権同和政策課長

新しい集会所につきましては、敷地面積を363平方メートル、延床面積といたしまして145.86平方メートルを予定いたしております。また、高齢者に配慮して、平屋建てを予定しております。

宮嶋委員

延床面積はほとんど同じくらい。まあ平屋になるからでしょうけれども、敷地面積は250から363平方メートルというふうになって、広がっているようですね。今後、この集会所、どういうスケジュールで建設まで行くのか教えてください。

人権同和政策課長

今後のスケジュールといたしましては、平成25年度は用地測量、不動産鑑定を行い、用地買収金額算定後、地権者からの用地買収、また設計をする計画でございます。また平成26年度につきましては、用地造成、新築工事、旧集会所解体工事を行う予定でございます。

宮嶋委員

県の補償費及び一般財源からの支出はどのくらいですか。

人権同和政策課長

今回の集会所新築につきましては、都市計画道路、鯉田・中線県道工事によりますところがございますので、県の補償費がございます。県の補償費といたしましては、平成26年度の新築工事、旧施設解体工事分として概算で1500万円程度です。平成25年度の用地測量、不動産鑑定、用地買収、設計及び平成26年度の用地造成、新築工事、旧施設解体工事で概算6661万6千円となります。市の一般財源からの支出といたしましては、県の補償費を差し引きまして、概算で5161万6千円を見込んでおります。

委員長

宮嶋委員、予算の内容の質疑であれば、いっぺんにまとめてしていただきたいと思っております。

宮嶋委員

いま言われましたように、6661万6千円ということで市の財源が5161万6千円、これ県の補償費以外は一般財源からの支出で賄われるということでしょうか。

人権同和政策課長

そういうことになります。

宮嶋委員

それから用地購入費が697万円というふうにありますけれども、平米単価がいくらになるのか、この金額がどうなのかっていうことをちょっとお聞きしたいんですけど、まずそれをお願いします。

人権同和政策課長

平米単価ということでございますが、平米が19,200円でございます。

宮嶋委員

この用地購入費とかいう交渉というのは、全て県がされるんですか。それとも市がされるんですか。

人権同和政策課長

集会所の跡地でございますので、市のほうで行います。

宮嶋委員

現況は、地元の方の田んぼだというふうに聞いております。今リサーチパークの土地が議案として出ておりますが、ここの平米単価が13,200円なんですよね。幸袋のあの土地で13,200円で、川島の現況田んぼでしょう。19,200円というのは高くないかなと思いますが、いかがですか。

人権同和政策課長

19,200円の平米単価につきましてはですね、これは予算、見積もり段階での単価でございまして、不動産鑑定以前の単価でございますので、今後ですね、きちとした不動産鑑定を行いまして、単価の設定はしていくという手順になっております。

宮嶋委員

じゃあ、適当な数字をこれ出されたということですか。不動産鑑定も何もしないでやるんですか。何か、県が出すから何か適当にやってるのかなという気がいたします。その辺は精査していただいてですね、やっぱり特に地元につくるわけですから、地元の方の土地ですし、これで儲けようというようなことにはならないと思いますんでね、ぜひその辺適正な単価でお願いしたいと思います。過去にもそうですけれども、49年経っているわけですから、道に引っかからなければ、自分たちで建て替えがなければいけないんじゃないですか。県の補助がこれ出るんですかね。そういう意味ではですね、やっぱり地元の負担も通常の自治会の公民館をつくる場合は大変な地元、補助金が出ますけれども、地元の負担で1世帯あたりいくらというような寄付金とか言ってきて、住民の皆さん、公民館建て替えとか本当に苦労されているんですよね。それに引きかえて、こういう集会所、本当にできてみないと高価なものなのかどうかわかりませんが、やっぱり建てるにあたって、自分でもそうですけれども、自分の家を建てようと思ったら、これくらい豪華なものがほしいけど、自分の財布と計算したら、このくらいで我慢しようというのがあるんですよね。何かそれがこの人権同和推進費の中に出てくるような集会所、こういう建物とかいろんなものに関しては、そこら辺の常識的なところが欠落しているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ建物についても土地代についても本当に住民の皆さんが適正だと思われるようなものにしていただきたいし、地元の方からの地元負担金、こういうものもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

人権同和政策課長

委員ご指摘のようにですね、決して豪華な建物、集会所を計画しておるわけではございませんで、普通の集会所を予定いたしております。一般の自治公民館との比較を常に言われますけれども、一般の自治公民館につきましては公民館建築補助金がございます。しかしながら同和集会所につきましては、市の行政財産という位置付けもございまして、市の責任で改築、修繕等は行っておるというのが現状でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長

続きまして、76ページ、新庁舎建設事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

76ページの新庁舎建設事業費についてですが、先ほどからパソコンのコンピューターの話がございましたが、サーバー室の移設ということですが、どこに移転するのか、まずそれをお願いします。

庁舎建設対策課長

第一別館の解体の予定は平成26年度の予定でございますけれども、サーバー室の移転となりますと期間を要しますことから、25年の年末から26年の年始にかけての年末年始の期間を使いまして、サーバーの移設をしようとするものでございます。移設先としましては当初本館を予定いたしておりましたけれども、本館に移設した後、また解体ということになります。自治体の電算の共同設置の関係で、穂波庁舎での対応が可能ということになりましたので、移設先としては穂波庁舎の旧電算室に建設の間、サーバーの移設をしようとするものでございます。

委員長

委員、すみません。今の内容は予算資料にもありますし、工事概要説明資料にも載っておりますので、ご協力お願いします。

宮嶋委員

期間も載っているんですかね。じゃあ、後から読ませていただきます。この電算システムを移設するというので委託が上がっておりますが、委託先はどのようにして決められるのか、教えてください。

情報推進課長

現在、飯塚市のシステムの構築をしていただいております行政システム九州のほうに、随契でお願いしようというふうに考えております。

宮嶋委員

随契じゃなければいけないということなんですか。

情報推進課長

現在の市のネットワークを構築している業者でございますので、IPの振り方だとか、そういったものを考慮しますと、他の業者ではできないというふうに考えております。

委員長

続きまして、77ページ、老朽危険家屋解体撤去補助金について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

77ページ、総務費の諸費の中にあります、老朽危険家屋撤去補助金についてご質問したいと思います。今までいろいろな論議がなされ、4月より本市におきましても空き家等の適正に関する条例が施行されます。その中の第12条、老朽危険家屋の解体撤去を行う方に対し、上限の50万円の助成を行うということで、750万円の予算が計上されていると思いますが、私もこの市内の老朽危険家屋が少しでも減るようなことを望んで、質問に臨みたいと思います。それで9月の委員会の中では、市民活動推進課に寄せられる苦情から、老朽危険家屋と思われるものを54件把握しているとのことでした。平成20年度住宅土地の統計調査では、飯塚市に空き家が10,540件あるとのことでしたが、その中には適正に管理されているものとそうでないものがあることから、全てを調査することはなかなか困難でしょうが、今後は現状の把握が必要だと思えます。どのように考えますか。

市民活動推進課長

現況把握についてでございますが、これまで自治会連合会や宅建協会筑豊支部に飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の施行につきまして説明を行ってまいりました。その中で、適正に管理されていない空き家について情報の提供をあわせてご協力をお願いをしております。特に自治会長さんにおかれましては、これまで地域を代表されまして空き家等の相談もあっておりますので、今後も積極的な情報提供をお願いしております。委員ご指摘の件につきましては今後必要であると認識しておりますので、自治会長さんの協力を得るなどして現況把握に努めてまいり所存でございます。

吉田委員

私はですね、周辺住民の生活を著しく損なっている空き家等は地元の方たちが一番よくご存じだと思います。このことから、例えば自治会長さんにアンケートを得てアンケート方式を把握していくのがよい方法だと考えております。またそのアンケートの内容で、例えば5段階方式をつけて危険度を振り分けて、危険度の高いものから調査していく方法であれば、より実態に近づいていくのではないのでしょうか。また、時期を決めて年度ごとに繰り返していけば、その動向も把握していけると思います。そのような考えは、お持ちじゃないのでしょうか。

市民活動推進課長

おっしゃるとおりございまして、委員の方法のおっしゃる方々も参考にしながら現状把握の方法につきましては今後鋭意進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

委員長

次に、同じく77ページ、老朽危険家屋解体撤去補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

今すべて質問されましたので、ただこれは個人が周りがいろいろ言われて、ご本人を探してということでしょうけれど、ご本人が申請されないとうとうしようもないということでしょうかね。そういうふうに申請されるように促すというような段取りとか、そういうのが考えられるのかどうかをお聞きます。

市民活動推進課長

委員ご指摘の点ですけれども、これまで当課の方で把握しております事務員レベルの目で老朽危険家屋というような検討にあたりましては、これまでも行っておりますが、チラシ等とかそのような周知を図りながら、この助成金の促進を促していきたいと考えております。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

関連でちょっとお尋ねをさせていただきたいんですが、そもそも、老朽危険家屋とは何をさして、どの範囲までを言うのかをまず先にそれを教えてください。

市民活動推進課長

住宅改良法の中にあります不良住宅というのがあります。その中で、判定基準がありまして、市のほうでは交付要綱を定めておりまして、老朽危険家屋の判定表をつくっております。その中でですね、100点以上になる分につきましては、老朽危険家屋というふうに判定とさせていただきます。

岡部委員

私の認識では、大きく分けたら防災上問題がある。防犯上も問題がある。あるいは、崩壊するとかいう倒壊とかいうのか、そういった問題もある。それからもっと細かくいけば、そこに住んでいる居住者に問題がある。そういったものも一応問題点に含まれるんじゃないかなと。そこに住んでいるっていうのは、例えば、ごみ屋敷なんてのがあわけですよ。これもいろいろとは何件か私知ってるんですけど、問題があるですね。それでね、今回750万円計上されてるんですけど、おおむね何件分でこの750万というのを想定されて計上されているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

市民活動推進課長

750万円の内訳としましては、50万円でございますので、15件というふうに計上させていただいておりますが、これまでうちの方で把握しております件数につきましては、経済的理由があるとか、改善の意思があるけれども、そこまで進んでいないというのがおおむね20件

ほどございます。このようなところには、先ほど言いましたように周知を図りながら進めていきたいと考えておりますし、参考ではございますが大牟田市のほうも2年前からこのような補助金制度をやっておりまして、だいたい15件程で動向しているということで、15件とさせていただきます。

岡部委員

そうすれば、あなたの答弁の中で、住宅を対象とした形の中で考えられておられるということだけれど、例えば、廃屋とか、あるいは倒壊の危険性があるとか、防災上問題があるとかいうのは、これ住宅だけじゃなくて工場とかそんなものも当然危険家屋の中に入ってくるというふうに私は認識しているんですけど、これはどういうふうに判断されているのかな。

市民活動推進課長

対象の家屋につきましては専用住宅、併用住宅、店舗、倉庫等を想定しております。

岡部委員

とすると、こんど所有者が法人の場合と個人の場合とに分かれるわけですよ。これはどちらも含むということで理解していいんですかね。

市民活動推進課長

対象としてはどちらも対象にしております。

岡部委員

この条例の中で適用を受けるのは、何項目だったか、税金未納者は適用を受けないというふうな形で書いてあったわけですよ。何点かに分けて聞きたいけれども、一遍にお尋ねしますけど。基本的にこういう問題のある建物というのは、大体住んでいないとか、あるいは夜逃げしたとか、いろんな事情の中で崩壊したとか、相続をしてないとかいろいろ問題があるわけです。こういう人たちがね、税金を納めておるということ自体にも問題があるわけ。払ってないからそのまま放置しているというふうに考えるのが当たり前なんです。払っていない人はこの条例の適用を受けないと考えること自体に、やはりまた問題があるような気がするんですけど、そのところはどうか。

市民活動推進課長

委員おっしゃる件につきましては、これまで種々検討してきたところでございますが、また所得制限というところも話が出ました。ただし、補助金を行政が補助するという立場の観点から滞納があるところについてはですね、補助金を交付するのはそぐわないという考えから、滞納しているところにつきましては、対象外とさせていただきます。

岡部委員

そうするとね、例えば、市道の道路管理者というのは市長ですよ。市道にかかっているような建物の老朽した家屋が崩壊の危険性があるとか、こういった問題があるときに、税金を払ってないから、市道に倒れかかろうが何しようが、それは適用の範囲の外であるというふうに聞こえるんですけど、そうですか。

市民活動推進課長

条例の中に緊急安全装置というのを設けさせていただいております。その中で道路管理を十分に守るために、所有者の同意を得ながら、道路側の安全性を確保するということにつきましては、滞納者というようなことは入れておりませんので、あくまで同意をいただいて道路の管理を確保すると、安全を確保するというようなことまではさせていただいております。

岡部委員

だから聞いてるんですけどね、そこに住んでいない人の持ち物があって、それが仮に倒れるという、住んでない人というか、そういう人だからそういう建物ができるわけですけどね。生活しているのだったら、そういう建物はできないわけ。だからそういうふうなときに、やっぱりその市道に面してるような問題があったときに、あなた方はそういうふうな条例の中身に

よってね、判断をするということをおかしいんじゃないかなという気がするわけですよ。特例か何かがちっと設けてあって、であったとしても問題ありというところについては別途協議しますという形のもので出てこないとい一律判で押したような形の中で、税金を払っていない人にはこの条例の適用を受けられません。50万円はいただけませんというふうな形だけのやつだったら僕は血も肉も変わってない単なる文字を羅列しただけの話で。というのは私全く空想でものを言っているわけじゃない。ひとつ頭の中にある問題があるんです。それは、市道に面している通学路です。だけど、あなたたちの言い分で行くと税金を払っていただければ私は危ないと思うから、早く壊せと、もし壊れたら通学路で子どもにひっかかってくると。教育長、あなたにもお尋ねしますが、そういう物件あったときに今言ったような条例の適用だけで物を考えていったときには、当然、それは市に責任はありませんと。しかし、それが市道であって通学路であるということになったときには、教育委員会はどのようなふうに考えますか。ましてやPTAなんかはそれの申請まで、要望活動をやっているというような時はどのようなふうに考えますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:23

再開 15:23

委員会を再開いたします。

教育部長

いくつか私も現地を見た部分もございます。通学路にあって、家がたてかかるというか外に膨れ上がってくれるような建物もございます。現実的に言いますと、所有者の方で処理と申しますか、危なくないような形で壊していただくというのが一番望ましいと思っておりますし、PTAとしてもそういう方に対して、要望ということをしたことがございます。教育委員会といたしましても当然それを壊していただいて完全な形にさせていただきたいんですけども、現状といたしましては、教育委員会としては対症療法になりますけれども、通学路の変更とか子どもたちに対する注意の喚起といった形です。対応を図っているのが現状でございます。

岡部委員

委員長が言われましたので、もとに戻しますけどね、私は750万円の計上されている数字の中にね、こういったものも考えておく必要はあるんじゃないですかという意味ですとお尋ねを重ねてきたわけですよ。それは適用の除外ですっていう形の中で、これを排除するかどうか、外すような形になるとね。後々せつかくいい条例をつくって飯塚市自ら危険なやつは、補助金を出してでも対処しましょうという形の条例が生きてこないというふうには私は考えるわけですけどね。言えはきりがありませんので、あなた方のこの条例の趣旨というのは私は理解をしますけれど、適用の範囲というのは少しおかしんじゃないかということをお尋ねさせていただきます。今度、出てきたときにあなたにまた1回お尋ねをさせていただきます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

平山委員

あんまりちょっと長過ぎたものでどうい質問をしようかな思っていますね。さっきの江口委員の67ページの額田まちづくり協議会補助金ですね。133万6千円ですね。ほかのところは15万円でしたよね。江口委員の質問はですね、額田町にやりよる133万6千円が、高いとは言っていないんですよ。ほかのところは安いんじゃないかということをお尋ねするわけですよ。それで、ほかのところも今後精査して、もし15万円以上ださないかところがあったら、しっかり精査して出してくれという質問やると私は思うんですよ。最後、誰が答弁したのかわからんけれど、私の聞き違いかわからんんですけどね。この額田まちづくり協議会の補

助金が、多いからこれについて精査をしてますというような答弁に聞こえたんですよね。そのところを再確認しようと思って、いましたんですけど、そうじゃないんでしょ。答えをお願いします。

市民活動推進課長

先ほどの答弁の内容ですけれども、穎田まちづくり協議会の中には、これまで歴史的な背景もありますし、イベント等もあります。さらに先ほど言いました15万円の件なんですけれども、これはこの25年度に早急に補助金の一本化を進めていく中で15万の件につきましても、あわせて考えていきたいというふうに考えています。

平山委員

そしたら今ですね、よく理解できないんですけれども、この穎田まちづくり協議会にやっている133万6千円を15万円に合わせて検討するということを行っているんですか。そこを、理解がちょっとしにくかったもので、再度お願いします。

市民活動推進課長

改めて、ちょっと分りにくかったと思うんですけれども、15万円というのは25年度中の交付の支援費でございます。そして、穎田まちづくり協議会の133万円ですかね、この件に関しましてはこの中に歴史的背景がありますイベント等が入っておりますので、この辺も整理しながら、さらにいま行っております15万円の部分もあわせてわかりやすい形で、整理を行ってきたいというふうに考えております。

平山委員

あのですね、先ほど言われたように、穎田まちづくりは本当に歴史的背景があるんですよ。だから整理はしないでいいですよ。それで穎田まちづくりのほうの、このまちづくり協議会への補助金はまた来年もよろしくお願いします。これで終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

道祖委員

これはね、12地区あって、市内、で穎田は歴史がある、それは理解しているんですよ。ほかの地区も歴史があるんですよ。今度まちづくり協議会がある、つくっていつている、まちづくり協議会の中で何をやっている、穎田が何をやっている。そのときに穎田についている予算であるならば、ほかの11地区もつけてやる、つけてくださいということなんですよ。平等に。別にあなた方が言っているまちづくり、今度130何万円つける、これは必要だからつけているんでしょ。であるならば、同じような行事がほかのところであるならば、それはつければいい。けれど、それがほかの11地区とバランスがとれないならば、精査して平等性を確保しないとだめなんじゃないかということをお前は、両議員は言っているんじゃないかなと思っているんですけど、そういうふうに聞いております。だからそれをそういう形でやっていただけのことでしょということなんです。

市民活動推進課長

各イベントにつきましても、旧町でやっております分につきましても、合併以前からやっておりました。それを穎田のまちづくり協議会が穎田地区の中では、すべて担っていたということでありまして、この辺のほうが、この穎田まちづくり協議会のほうに入っておりますので、これを、イベントは今後どのようにやっていくかということも合わせまして、この辺を精査して、行ってやっていきたくというふうに考えております。

道祖委員

だからね、例えばあなた方が資料を出してくれたまちづくりフェスタ、これは別にいいことだからやればいいじゃないですか。穎田の商工会と一緒にやってんでしょ。だけど、ほかの地区で祭り二瀬とか、祭り鎮西とか、やっているならね、同じようにお金出してください

と。やっているけれど、それはどういう活動で、どういう形で例えばやっているのか。それをよく、例えば祭だけのことを言い始めるとあれなんですけれども、具体的に言いますか、そしたら、旧飯塚市内は住民体育祭があつてますよね、あれは補助金はどっから出てきているんですか。補助金出しているんですか、出しているんなら頼田はしているんですか。してないなら、してないから補助金出せないわけですよ、でしょ。だから、そういうバランスをきちんと行政として地区ごとにやっている行事に対して、どういう名目を出している。その総額をきちんと把握して、そして頼田は、旧飯塚では体育祭をやってそこには、補助金を出しているか出していないか、僕は知らないですよ。出しているならば、その金額と見合った形のやつをまちづくりフェスタに出していますよというような説明をして、この予算の中で載せてくれば、私は何も言わないですよ、まちづくりという中で。ただ突出して、まちづくり協議会に、ここだけ130何万円の金を合併して8年目になるわけですけど、出すと。ほかのところは、やっとまちづくり協議会ができましたから、10万円ないし15万円出すと。だけど、いままです歴史がある地区は自主的にいろいろな行事をやっているじゃないかと。それは、いろんな形で青少健から金が出ている、体育振興会が何か知らないけど、そういうところから出ている。福祉協議会からの補助金が出ている。そういうことで、運営されていっているんじゃないかと思えますけれど、そういうことをきちんと精査して、平等にしてくださいと。そうしないと、ここだけが、頼田だけが突出して、なぜだなぜだと言われたら頼田の住民の人もやはり心外でしょうし、ほかの11地区の市民にはやはり説明がつかないということなんです。だから、その辺を精査するんですよ、ということを知っているわけです。精査してくださいねとお願いしているんです。ということで終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

明石委員

さっき、私が頼田の質問をしたことからずっと続いていると思います。実は、商工振興費なんかでは、産業祭りなんか、筑穂とかそういうのをやっています。だから先ほど言ったのは、そういうものを合わせて平等になるような、それで出どころがはっきりするようなやり方をしてくれというのが、僕の趣旨だったんです。それをいま言われていると思うんです。まだこれは計算してみなきゃわからんところがあると思います。どういうふうに差があるかというのは、できるだけ、そういうふうに平等に皆さんが納得いくような助成金をしてくださいということです。と思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

ほかに質疑はないようですから、第1款、議会費及び第2款、総務費について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 15:35

再開 15:45

委員会を再開いたします。

次に、第3款、民生費、89ページから118ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております、93ページ、社会福祉協議会補助金について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

社会福祉協議会の助成金について質問したいと思います。1市4町の合併前の社協に対する補助金についてどのようになっていましたか、その辺からお願いします。

社会・障がい者福祉課長

合併前の旧4町では、それぞれの社会福祉協議会に対しまして補助金を交付しておりまして、平成17年度の総額は7000万円でした。なお、一般質問でもお答えいたしましたとおり、旧飯塚市におきましては社協に対して補助金は交付しておりませんでした。旧飯塚市においてはオートレース場の食堂、売店の経営を社協が運営しておりまして、社協におきましてはそこで生じる収益金を一般会計に繰り出しておりまして、その額といたしましては平成17年度で約5000万円程度でございました。よって旧飯塚市社協の一般会計繰入金を合わせると約1億2000万円の財源を自治体で確保していたということになります。

吉田委員

それでは合併当時、社協に補助をしていた金額はいくらになりますか。

社会・障がい者福祉課長

合併当時、平成18年度の社協に対しての補助金は2500万円でした。

吉田委員

社協に対する補助金の合併からの推移について教えてください。

社会・障がい者福祉課長

平成19年度は2250万円、平成20年度も2250万円、それから平成21年度は4000万円、平成22年度は5000万円、平成23年度からは5500万円を交付しております。

吉田委員

毎年補助金が変わってまして、近年では補助金の支払いがふえているようですが、なぜそのような補助金額になったのでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

社協は合併当時、1市4町の社協からの引継ぎ金がありましたので、それを取り崩しながら事業を展開することとしておりましたが、基金を取り崩して事業を展開いたしましても、このままの経営体制では平成22年度には財政が破綻することが予想されたため、社協におきましても職員削減をはじめとする財政改革の取り組みを開始いたしまして事務事業の改善を図る一方で、本市といたしましても公共性の高い地域福祉活動に関する事業の不足する額を補助金として交付することとしたものです。この補助金の額は社協が運営改善計画に沿って毎年財政シミュレーションを行っておりまして、まずは社協みずから行財政改革で改善を推し進め、不足する額を飯塚市の補助金で調整するという考え方に立って、毎年補助金額を算定しております。このため補助金額はこれまでの推移のような交付額となっております。

吉田委員

社会福祉協議会の財政改革とのことでしたけど、職員の人員、給与等について現在どのようになっていますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

社協の合併当時の職員数は正規職員が85名、嘱託職員が28名、臨時職員が62名の計175人でありましたものが、平成24年7月現在では、正規職員が57名、嘱託職員20名、そして臨時職員53名の合計130名まで削減してきております。また、その他社協の中でも給与の昇給停止、それから期末手当のカット、管理職手当の引き下げなどを行っております。これによりまして社協の人件費は、平成19年度決算で単年度収入に占める割合が82.8%でありましたものが、平成23年度決算では61.4%まで、年々削減してきておりまして、人件費の抑制で支出超過にならないように経営の改善に努めているところです。

吉田委員

今後この補助金について、支出についてどのような考えをお持ちでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

今後のこの補助金ですけれども、この補助金の考え方は、先ほどもお話ししましたとおり、社協としてもまずは自助努力で事業費の確保に努めていただきまして、不足する額を飯塚市の補助金として交付していきたいと考えておりますので、今後とも収支のバランスを見ながら補助金を算定してまいりたいと考えております。

吉田委員

社会福祉協議会の事業の関連する事業団体、ボランティアの方々のご尽力には日ごろから敬意を表するものです。運営される中で収益事業もございます。例えば先ほど申されました収益事業の中でオートレース場があると思われれます。来場者の減少に加え、食料費、燃料費等の高騰で依然厳しい経営を強いられているようですが、先週の一般質問の際にも一部言われていましたが、平成25年度よりオートレース場の入場料金が無償化になります。駐車場についても以前から無料です。うまいものがあれば、この条件であれば、人は集まってくるはずで、特産品、名物づくりの強化と食堂メニューの改善で、味と物珍しさもありリピーターも出てくるはずで、ある意味チャンスではないでしょうか。レース場の運営の相乗効果も期待できますので、新たな事業に取り組んでいただくように要望しておきます。

委員長

同じく社会福祉協議会補助金について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

同じく93ページ、民生費、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について、質問させていただきます。いま吉田議員のほうから質問がありました。だいたい私が聞きたかったところも網羅されてはおったんですけども、いま課長の答弁の中で事務事業の改善、財政シミュレーションを立てていきながら当然社会福祉協議会の収支状況も改善していく方向に向かっているということだったと思うんですけども、その際に収支のバランスを見ながら今後改善していくというふうな形でおっしゃったと思うんですけども、私資料の要求のほうを5枚ほどさせてもらっておりまして、87ページからになりますけども、事業活動収支計算書というやつが3枚ありまして、貸借対照表が2枚あります。88ページの事業活動収支計算書のほうなんですけど、この一番下のほうに当期活動収支差額(11) = (7) + (10)というのがありまして2100万円強これが出てます。この数字というのは収支の差額かと思うんですけど、ご答弁いただけますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

おっしゃるとおり、事業活動収支計算書の中の事業収支差額の2119万1572円は、決算のいわゆる黒字の部分です。

永末委員

であるならば、今回補助金が5500万円予算としてあがっておりまして、昨年も5500万円なんですかね、あがってきていると思います。それで単年度で5500万円市から入れて、状態として2100万円のプラスになって、さらに下のほうを方見ていきますと、その繰越がかなりの額が生じてますよね。1億5800万円ほど生じてます。当然、単年度の黒字をプラスして1億7000万円になってます。そのあと積み立てが生じてますので、途中で2800万引くことによって、次ページの最終的な繰越として1億5000万円になるかと思うんですけども、単年度としてはこれほどのプラスを生じさせる必要があるのかというのがまずあります。それと貸借対照表を見ますと、貸借対照表の2ページの下のほうで資産と負債及び純資産の合計として、当然左右がつりあっているわけですけども、トータルとして10億7200万ぐらいが資産及び負債及び純資産の合計になっています。1ページに戻りまして、この中身として負債と純資産の中とか見ていっても、それほどその負債の額が極端に、長期の借入金とかがあるわけでもなく、正直貸借対照表を見る限りではそれほど運営上何か逼迫して見えないんですけども、これだけの財務状況で5500万円を出す必要性というの

があるのかなと単純に思うんですけど、どうでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

いま資料としてお出ししているこの決算資料は、いわゆる減価償却費までも全て含めている決算書になりますので、実際、現金の繰り入れとはまた別のものになります。また、いま社会福祉協議会のほうはこれまでもふれあい会館の譲渡などいろいろ資産のほうを持っておりましてこのような額になっておりますが、今そのような減価償却に対しての積み立てがほとんどできていないような状況になっておりますので、それらを精査しますと、それほど十分に財政が潤っているというふうな決算ではございません。ですから、今のここに出しております資料の中ではちょっとそのようなところの数字が把握できないものになっております。

永末委員

すみません。ちょっとわからなかったんですけど、減価償却計は上していないということですか。

社会・障がい者福祉課長

いま事業活動収支計算書と出しているものについては、全てそういった減価償却の金額も含まれております。

永末委員

含んでいる状態で、収支が2100万円プラスが出ているわけですね。となると、このプラスはもう単純に残っているんじゃないでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:57

再 開 15:59

委員会を再開いたします。

今の質疑については、一時保留させていただきます。

次に、93ページ、住宅手当緊急特別措置事業給付費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

93ページの住宅手当緊急特別措置事業給付費についてということですが、資料の92ページに概要と実績というのを出示していただいております。それでいきますとですね、予算が329万4千円というふうになっておりますが、この予算はだいたい延べ人数でどのくらいを想定してあるのか、お尋ねします。

保護第1課長

例年、毎月2名の申請があり、32,000円の上限額に支給期間、最長9月で予算を計上してございましたけれども、新年度予算につきましては毎月1名の申請があるということで、最長9月、32,000円の住宅手当を受給されるということで計算しましたところ、予算額329万4千円というふうに予算を計上しているところでございます。

宮嶋委員

計算がパッとできないんですが、1名で9カ月ということは32,000円×9ですね。

保護第1課長

例えば4月に申請があれば、その方が最長9カ月、4、5、6、7、8、9、10、11、12月まで。5月に申請されれば翌年の1月まで。6月に申請されれば2月までというような形で、最長9月というような形で計算しておりますので、申請者が月によっては複数名の方で計算するというような形になります。

宮嶋委員

だから、延べ人数で何カ月分というか、人数というか。

保護第1課長

延べ月数で、102月になります。

宮嶋委員

はい、わかりました。1人の方が9カ月間ということで、毎月1ずつ申請があるということですね。これはハローワークとかを通してということですが、いま本当にこういう経済情勢の中で家賃を払うのも大変だという方はたくさんいらっしゃるんで、ぜひ周知のほうもね、ハローワークがされるんだと思いますが、していただいて、お願いしたいと思いますが、今後これが続いていくというようなことになっているのかどうか、お尋ねします。

保護第1課長

この事業については県事業でございますが、あと何年続くかというのはまだ定かではありませんけれども、新年度に入りましてこの制度の改正があるというふうに話が伝わってきております。まだ詳細については把握していませんけれども、まず名称自体が住宅支援給付事業というふうに名称が変更するというふうになっておるということで聞き及んでおります。

宮嶋委員

中身の詳細についてはまだ今からというところでしょうか。

保護第1課長

いま私どもが把握している中身の変更でございますけれども、申請時に離職後2年以内の者。これまで支給要件は平成19年10月1日以降に離職した方が対象になってましたけれども、今回の改正は離職後2年以内の者、また年齢制限が加えられております。これまで年齢制限はございませんでしたけれども、今回の改正では申請時に65歳未満の者というふうになるというふうに聞き及んでいます。さらに、就職活動要件といたしまして、毎月これまで1回以上のハローワークへの職業相談が、今後は2回以上というふうになっているそうでございます。それと、毎月2回以上の市の支援員との面接が、倍の4回にふえると。また、支給期間もこれまでの6カ月からですね、3カ月へ変更されましたけれども、延長を含めて最長は9月ということには変更がありませんと。私どもが把握している変更点は、以上の内容でございます。また詳細な点がわかり次第ですね、この件につきましては市報等で広報させていただきたいというふうに思っております。

委員長

次に、95ページ、市民後見推進事業費について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

95ページ、民生費、高齢者福祉費の市民後見推進事業費についてお聞きします。こちら、内容に関しましては実際どういったことをされるのかという部分だけ聞かせてください。市民後見人のこの養成研修等の実施、成年後見制度の周知となっておりますけれども、昨年的一般質問のほうでもさせていただきましたが、実際にこの平成25年度の予算のほうでどういったことをどういったところに委託されてしていくのかという部分、ご説明ください。

高齢者支援課長

市民後見推進事業委託料ですが、この分は平成24年度に引き続きまして市民後見人養成講座を実施いたします。また、併せまして、成年後見制度の啓発パンフレットや後見人さんの活動の手引き、併せまして、また市民講座を開催いたします。業務の委託先は、飯塚市社会福祉協議会を予定しているところでございます。

委員長

次に、96ページ、高齢者運転免許自主返納促進事業費について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

96ページ、社会福祉費、高齢者福祉費の高齢者運転免許自主返納促進事業費について、お尋ねします。これは高齢者の交通事故の増加に歯止めをかけるため、飯塚市では運転免許を自

主返納される支援を平成24年度から行いまして、5千円相当のチケット等を配付するということでしたが、24年度の自主返納者は何名ぐらいおられましたでしょうか。

高齢者支援課長

2月末現在の数字でございますが、全体で120名の方が自主返納をされているところでございます。

吉田委員

それとあわせて、年齢別の返納者はどのようになっていましたか。

高齢者支援課長

年齢別でこちらのほうで集計しておりますのが、まず70歳未満の方が9名、7.5%、70歳以上75歳未満の方が20名、16.7%、75歳以上80歳未満の方が38名で31.7%、80歳以上85歳未満の方が36人で30%、85歳以上の方が17名で14.2%というような内訳になっております。

吉田委員

いま報告いただきましたが、平成24年度の予算で15万円程度の予算が計上されておりました。しかしながら、120件、60万円ということですから、4倍の実績があるように思えます。このことに対してどう思いますか。

高齢者支援課長

平成24年度導入時には、23年度までの飯塚署管内の返納者が一桁ということで当初30人を見込んでおりましたが、自主返納者がこれだけふえたということで、高齢者の方がかわる交通事故の減少に資しているのではないかというふうに認識しているところでございます。

吉田委員

すみませんが、この予算支出項目、予算書でいいますと何ページのどの項目にあたるでしょうか。お願いします。

高齢者支援課長

予算書96ページ、下から4行目、消耗品費の56万4千円、この中に自主返納分54万円を含んでいるところでございます。

吉田委員

消耗品費に含まれているということですが、この支援事業は短期的な事業ですか。それとも続けていかれるような事業でしょうか。

高齢者支援課長

所管課といたしましては、高齢者の方がかわる交通事故の減少に資するため、引き続き実施したいというふうには考えております。

吉田委員

福岡県警の高齢者運転免許の講習方法によれば、このようなことが書いてあります。「運転免許の講習期間を満了する日における年齢が70歳以上の方が運転免許を更新しようとする場合、更新を受ける前に高齢者講習を受けておく必要があります。」と書いてあります。また、道路交通法が一部改正され、これは平成21年のことですが、運転免許の更新が満了する日における年齢が75歳以上の方は高齢者講習前に講習予備検査を受験する必要があると、このように法律もなっております。運転の危険度合いが高いことから、特別に講習を義務づけているものであり、高齢者の事故は私もよく耳にするとところでございます。事故を起こし、命を失うこと、けがをすること、また加害者になることも有り得ます。悲惨な事故を減少させるため、去年から行われた事業で先ほども申しましたように、利用者の見込みの4倍の方が昨年を利用されました。うち70歳以上の方の占める割合が92.5%の利用です。本人もご家族についても危ないと感じられている結果だと思えます。具体的に、その他、消耗品費ではなく、継続

事業であれば、項目を設け予算計上すべきだと思いますが、いかがですか。

高齢者支援課長

昨年当初では19節で予算を計上しておりましたが、支出科目について財政課と協議いたしまして、移動支援のチケットは事前に購入しておくことから、収入印紙と同じような取り扱いとして、11節で予算計上することといたしました。昨年19節でありましたので、予算書の説明欄の事業欄に載っておりましたが、予算執行の適正化の中で消耗品費に組み替えましたので、予算の説明資料のほうで説明をさせていただくような状況でございます。

委員長

続けて、101ページ、障がい者自立支援給付費について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

101ページの民生費、障がい者福祉費の障がい者自立支援給付費についてご質問したいと思います。厚労省は障害者自立支援法によれば、障がい者の地域生活の就労を進め、自立を支援する観点から障害者基本法の基本理念にのっとり、これまで障がい者種別ごとに異なる法律に基づいて、自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公共負担医療等について共通の制度のもとで、一時的に提供する仕組みを創造することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続等、地域生活の支援事業、サービス整備のための計画作成、費用の負担を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行うと定めてありますが、平成25年度の予算書では平成24年度の予算と比較し、項目ごとに増減がありますので、内容についてお伺いしたいと思います。まず、ケアプラン作成手数料ですが、平成24年度の当初から730万円ほど減額されてます。この理由については何でしょうか。

社会・障がい者福祉課長

ケアプラン作成手数料が減額になっている理由ですけれども、これは平成24年4月1日に障害者自立支援法の一部改正がございまして、相談支援体制の強化が図られまして、実はこれまでケアプランを作成する人は障害者自立支援法の場合は、特定の人に限られておりましたものが、平成24年度からは障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者が対象となりました。また、この措置は平成24年度から段階的に拡大させることとしまして、平成26年度末までにすべての対象者について実施することが示されております。これを受けまして、平成24年度の予算編成時におきましては、平成23年度の利用実績を基に想定する対象者の支援計画を毎月作成するものとしたしまして、延べ3,752名分の支援計画作成に係る経費を平成23年度に示されておりました単価を用いて試算をしておりました。その後、平成24年3月に制度の概要が示されまして、サービスの継続利用者の、いわゆるケアプラン、支援計画作成は6カ月ごとでいいということが示されております。また、単価につきましても平成23年度に示された単価よりも大幅に改正されておりました。これを受けまして、平成25年度当初はサービスをすでに利用している人で、平成26年度のサービスの更新に係る方々の経費として、延べ1,648名分の経費を算定したものです。平成24年度の当初予算編成時におきましては、制度の概要の詳細が不明でありましたため、平成25年度の当初予算とは、試算方法が異なりまして、結果として平成25年度の要求額は平成24年度当初額を下回る形となっております。なお、このケアプランの作成につきましても、先ほども申し上げましたとおり、3年の期間で作成していくことになっておりますので、現在はケアプランがなくてもこれまでどおりサービスを利用できることとなっております。

吉田委員

平成24年度の予算作成時に制度改正内容が具体的に出てなかったという理解でよろしいと思います。それを調整し、25年度の予算減額に至ったという理解ができました。

続きまして、介護給付金の増額、2億100万円、それと訓練等給付金の1億2500万円についてはどのような内容になっていきますか。

社会・障がい者福祉課長

介護給付費、それから訓練等給付費の大幅な伸びの要因ですけれども、こちらは平成24年の4月分から障がい福祉サービスの報酬単価が大幅に改正されまして、これまでどおりよりもプラス2%のアップとなりました。また、報酬単価の改正に伴いまして新たな加算制度が導入されまして、報酬額が大きく伸びております。それから、利用者が年々増加傾向にあります。これらが事業費の大幅な伸びの要因として挙げられる点でございます。

吉田委員

理解できましたが、事業費の伸びはこれまでのサービスをしている利用者が追加しているということもありましたが、それとここで割合的に言うと、新規の利用者とどのようになっていますか。サービスを利用している方が新たなサービスを要求しているものか、それとも新しい新規の利用が多いのか、そこら辺について教えてください。

社会・障がい者福祉課長

利用者の伸びはサービスを新たに利用なさる方がほとんどです。これまで継続してサービスを利用されている方には、大きなサービス量の支給の変動はございません。

委員長

次に101ページ、サン・アビリティーズいづかの設備改修について、平山委員の質疑を許します。

平山委員

サン・アビリティーズいづか空調設備改修工事設計委託料、それと空調設備改修工事2400万円ですかね。私、ここに2回ぐらい行ったんですよ。目の不自由な方たちの卓球とかですね、車いすの方たちの体育館でですね、いろんな運動をしております。そして感じたことは、何か大変古いという、そんな感じがしたんですよ。それで空調に今度2400万円かかりますよね。そのほかにも、随時、次々次々何か改修とか、そういう要望があつとるんじゃないかと思うんですよ。それで、この利用度、利用されておられる方たちの、年間、結構な人が利用を、障がい者の方たちが利用されようと思うんですよ。それで、単純な考えなんですけど、これから先、おそらくあそこをずっと改修していく上において、やっぱり億近いぐらいお金がかかると、億以上のまたお金がかかるんじゃないかなと、これは単純な考えですけども、その中でどっか移転するところとか、新築をどこかにしてやるとか、そういう考えはないのかと思って、ちょっと質問します。

社会・障がい者福祉課長

サン・アビリティーズいづかは、ご覧になっておわかりのとおり、もう既に建築されて30年が経過します。ですが、あちらの施設は構造は鉄筋コンクリート造ですので、耐用年数が50年としますと、まだまだ利用できます。これまでもいろいろ不具合が生じたところは、その時々で改修を行っておりました。今回の空調設備に関しましては、緊急性があるということで、今回新たに予算計上させていただくことにしておりますが、今後も屋根の補修などは状況に応じて、合併特例債などを活用しながら改修を行っていきたいと考えております。ただ、あその施設はご存じのとおり、駅の裏にございまして、公共の交通機関をご利用になる方、特にまたボランティアをなさっている方々にとりまして、場所としてはとてもいいところだというふうに言われております。公共施設のあり方に関する第一次計画におきまして、こちらの施設を建て替えるというふうなことは予定されておられません。このために確かに建築年数を経ておりますけれども、障がい者の方々にとりましては、あの施設は社会参加の活動の拠点となっている大切な施設ですので、管理運営に支障のないように今後とも改修など行いながら、現施設の維持に努めていきたいと考えております。

平山委員

あのですね、そのサン・アビリティーズの裏側か横に社会福祉協議会がありますよね。その

横にシルバー人材センターの事務所がありますよね。あの土地はどこの土地ですか。

社会・障がい者福祉課長

あちらの土地は飯塚市の土地です。そこを社協に貸している状態です。

平山委員

今ですね、本当にそこを利用されよる方とボランティアの方たちが、駅の近くで大変便利だという説明を聞きました。それで私も先ほど道祖委員が質問されたように、サン・アビリティーズと社協とシルバー人材の土地をまっさらにしてですね、1番便利な駅の近く、いまミツミの一角もマンションか何か建ってますよね。それで、そういうお金でもっといい障がい者福祉のための設備をつくってやったらどうかと考えて、この質問をいたしました。いま諸々の答弁を聞きまして、今のところはそういう形でいきたいという意見でしたので、これ以上言いません。

委員長

続きまして、105ページ、家庭相談員連絡協議会負担金について、平山委員の質疑を許します。

平山委員

すみません、これは私、本当に勉強不足でこの家庭相談員というのは、だれがどのような活動をしよるのか、ちょっと聞きたいと思って質問いたします。

児童育成課長

家庭児童相談員は、児童育成課に家庭児童相談室を設けまして、2名配置いたしております。業務につきましては、家庭における子どもの養育、子どもの人間関係、発育、非行などに関するさまざまな相談に対応いたしております。また、児童虐待の通告先となっており、児童相談所や関係機関と連携を図りながら対応いたしております。どういう人かと言いますと、嘱託職員の方で教員免許や社会福祉の任用資格を持たれている方が2名いらっしゃいます。

平山委員

よくわかりました。ありがとうございました。

委員長

続きまして、同じく105ページ、子ども医療費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

105ページの子ども医療費についてです。資料を出していただいております。資料の98ページですね。ここで説明をいろいろ求めたら、また時間がかかりますが、小学校4年生から6年生までの入院について対象医療費が1000万1000円ということですかね、1000万円ですね。小学校6年生まで外来まで無料にしますと1億2183万8000円という数字を出していただいておりますが、今回入院のみ小学校6年生までということで、一歩前進ではありますが、これを検討される時点で外来まで無料にするということを検討されたのかどうか、できましたらそこら辺の審議内容を教えてください。

健康増進課長

現在、子ども医療は小学校3年生まで入院、外来とも無料で助成をしております。今回の拡大につきましては、先ほど質問者言われましたように、両方の検討をいたしました。ただ、外来分というのが非常に経費がかかります。それと現実に今、外来分の無料化をすることで医療費が高騰するということ、必要以上にかかってしまうという部分でも指摘を受けております。今回、入院について拡大しました部分につきましては、急な入院に伴う急な出費によって子育て世代の方の負担が伴うということを軽減するためにやっております。ですので、今回は入院のみということで拡大をさせていただいております。

宮嶋委員

行政のほうはよく言われるんですけど、無料になったら大したことなくても来るというふう

に言われますけども、そこら辺はやっぱりいろんな周知徹底だとかいうのがあると思いますし、親としては子どもは病気が急変することが多いんですよ。だから本当に心配になってされてるという部分もあると思います。それで病院にかかるということは治療することだけではなくて、いろんな助言を受けて安心するというのもあります。ぜひその辺は、無料になったらみんなが来るからということではなくて、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、本当に安心してお金がなくても病院にかかれるという制度として、せっかく飯塚市、県内でも少し前を行っている、いま高校生までという自治体も出てきましたんで、トップは走っておりませんが、滞納世帯に対する子どもの医療証を発行するとかですね、県内と言うよりも全国でも先進的な取り組みをされています。それと市長の公約は小学校6年生までというふうになっておりまして、今期の公約だと思いますので、ことし1年しかないので、ぜひその辺を検討していただきたいということを申し上げて終わります。

委員長

次に、106ページ、児童扶養手当について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

児童扶養手当に関しては取り下げさせていただきますが、子ども手当についていいですか。ちょっと質問を変えても。

委員長

児童扶養手当についてだったらいいですよ。子ども手当と一緒にページにあるでしょう。いいですよ。

宮嶋委員

すいません。児童扶養手当の下にですね、子ども手当と児童手当というのがあるんですが、今回政権が代わったからかわかりませんが、子どものこの部分に関していろいろ制度が変わってわかりにくくて使いにくいというような声が聞かれてまして、今回その子ども手当から、今年度、児童手当ということで名称が変わっております。そこら辺、どういうふうになったのか、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

児童育成課長

平成22年4月から平成23年の9月まで、子ども手当として所得制限がなく一律に中学校卒業まで月額13,000円が支給されておりましたが、平成23年10月から平成24年3月まで特別措置法による子ども手当として1人あたり3歳未満では一律月額15,000円、3歳以上小学校卒業までの第1子、第2子は月額10,000円、第3子以降は15,000円で、中学生は一律月額10,000円となりました。平成24年4月から児童手当となり年齢区分等に変更ございませんでしたけど、6月から手当に所得制限が適用され所得制限超過の場合、1人あたり5,000円となっております。

委員長

続きまして、110ページ、子育て支援センター費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

110ページの子育て支援センターの委託料が出ているんですが、地域子育て広場について説明をお願いいたします。

保育課長

今回計上しております地域子育て広場についてでございますが、利用の目的でございますが、地域の実績のある団体、それから市民との協働ということで、乳幼児、親子が身近な地域でいつでも利用できる親子の交流や相談などができる場所を提供するというもので、子育て不安の解消、そして子育てしやすい環境づくりの充実を目指すために、今まで直営でやっておりました部分を委託するものでございます。そういう形で民間に委託することによりまして、それぞれの培われております実績に基づいてノウハウを生かしていただいて、よりニーズに合った事

業運営をやっていただけるというふうに期待しております。

宮嶋委員

保育所をされているようなところに委託されたんだと思いますが、どこにされたのか教えてくださいいただけますか。

保育課長

委託先でございますが、先週3月8日に開催されました厚生委員会で飯塚市子育て支援センター、4センターの委託先の決定についてご報告を行ったところでございます。委託先につきましては、飯塚子育て支援センターについては、届出保育施設、北星託児所、代表者 奥 孝子氏、筑穂子育て支援センターについては、届出保育施設、あすかほいくえん、代表者 山辺浩之氏、庄内子育て支援センターについては、子育て支援団体、筑豊子育てネットワーク「かてて!」、代表者 渡邊 福氏、穎田子育て支援センターについては、子育て支援団体、かいた子育てサポートジャム、代表者 浅田 なおみ氏に決定をしております。

宮嶋委員

この委託先はどういうふうにして決められたのか、お尋ねします。

保育課長

今回の委託先のまず募集要項、それから選考基準、それから選考につきましては、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会に諮問をお願いし、平成25年1月10日から2月10日まで約1カ月間、委託に伴う団体の募集を行っております。応募の結果は、先ほど言いました届出保育施設2団体、それから子育て支援団体2団体、合計4団体からの申し込みがあります。委託候補者の選定にあたっては、応募団体によりまずプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、飯塚市子育て支援センター委託先団体選定評価基準に基づきまして、審査項目20項目、250点満点で採点を行っていただきました。なお、今回は1センターあたり1団体の申し込みでございましたので、選定評価点数が配点合計の250点満点の7割以上、175点以上であるかが判断の基準となりました。7割に満たない場合については不採択とするということで審査を行っていただきました。その結果、4団体とも集計点数が配点合計の7割を超えており、委託先団体の選定及び選定方法で定められております採択の基準をクリアしてありますため、それぞれの団体を民間委託候補者とする内容で答申をいただきました。市としましてもこの答申を踏まえまして4団体を決定して委託契約を行う予定でございます。

宮嶋委員

街なか子育て広場は直営で残して、他はみんな民間委託をされたということですね。この子育て広場4つと街なかの5つになりますけど、こういう子育て支援センターの連携とか指導的立場に街なかかなるとか、そういうふうな関係というのは何かあるんですか。

保育課長

今後も街なかについては、いま質問者言われますように直営で運用を行ってまいります。そして街なかにつきましては拠点施設として、いま委託を考えております4支援センターについてはネットワークを組みながら連携をとって、子育て支援についてやっていくということで、昨日もそういうふうな打ち合わせ会議を行ったところでございます。

委員長

次に、113ページ、児童クラブ運営費について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

113ページの児童福祉費の児童クラブ運営費について聞きたいと思います。児童クラブの運営費ですが、児童クラブの利用料を3,000円から4,000円に引き上げるようになっております。25年度に改定され、予算では24年度5387万円に対し25年度が6915万2000円とのこと。前年の予算から比べまして1520万円程度の増となっておりますが、ここに記載の児童クラブの運営費の歳出金額は前年とほぼ変わっておりません。どのよう

にどこに反映されているのか、教えてください。

児童育成課長

利用料値上げの理由といたしまして、児童クラブ事業に対する市の一般財源超過負担の削減、指導員の処遇改善、音楽療法等児童へのサービスの向上のためとしております。25年度に關しましては児童クラブの運営等委託料に指導員の処遇改善費、音楽療法等として約440万円、児童センター等管理運営費の施設整備として、遊戯室の扇風機設置に1120万円を計上いたしております。

吉田委員

費用の内訳について、施設等の整備事業で扇風機購入と指導員の処遇改善及び音楽療法ということでしたが、支出項目については理解できましたが、この音楽療法っていうのはどのようなことをやられるんでしょうか。

児童育成課長

音楽療法は子どもたちが学校から帰ってきたときに、やはり学校で先生たちの指導を受けてきているんですけど、児童クラブに来るとやはりこう、はじけるんですね、子どもたちが。学校の先生の指導と児童クラブの先生をちょっと子どもたちは見分けをしているのかなと思うときもありますけれど、児童クラブに来てそのストレスを発散しているというところもございまして、その気持ちの高ぶった分を楽器や歌、音楽などを通してですね、沈めるような形の指導をしていただくものでございます。

吉田委員

教育の一環という考え方でよろしいみたいです。そう理解しました。それで24年度より時間延長に伴いまして、昨年比で人件費の支払いがふえております。予算資料の記載にありますように指導員の1名減、事務員の1名減の方策もとられております。児童クラブでは保護者が労働等により夜間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後に適切な生活の場を与えて児童の健全な育成を図り、保護者のかわりに生活の指導を中心に、健康で情操豊かな児童の育成に努め、昨年より延長保育利用についても、保護者の労働時間が午後6時を超える児童や労働場所が遠方のため6時までお迎えに来られない困難な児童、その他特別な事情がある児童に延長保育として認められております。とはいいいましても、個人負担の値上げ、利用料金の値上げになるわけですから、さらなる子どもの安全環境確保と情操豊かな児童の育成に努めていただくように要望しておきます。

委員長

次に、113ページ、休日等子育て支援事業委託料について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

113ページ、民生費、青少年対策費の中で、休日等子育て支援事業委託料について、質問いたします。183万7千円、計上されておりますがその内容とこれをすることによって、市民の皆さんのメリットについてお伺いいたします。

児童育成課長

休日等子育て支援事業は委託事業で実施いたしまして、日曜日、休日に開設、利用条件としては、仕事や冠婚葬祭、病気等で保護者が見ることができない小学校の1年生から4年生までのお子様を指導員2人で対応し、利用料は1日1,000円、半日500円を予定しております。利用時間は8時から18時を予定しております。この金額の中身につきましては、2人の指導員の方の人件費が約152万円、それから諸経費が22万8千円、あと消費税で併せて183万7千円でございます。この事業は、保育所等で就学前の子どもさんの休日の預かりを私立の保育所4カ所で実施してありますので、小学校低学年に関しては、やはりそういう手当も必要じゃないかなと思って、働く保護者の方とか突発的な冠婚葬祭、そういうことができたときに対応できるようにしております。子育て支援として実施いたします。

明石委員

もっと詳しくしようと思いましたが、あと2人、宮嶋委員と江口委員がされますので、細かいことは、後にまかせて私は終わります。

委員長

同じく、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく、休日等子育て支援事業委託料についてですが、今事業内容とかいうのを聞きました。委託先についてはどういうふうにするのか。規模はどのくらいの規模で行われるのか、お尋ねいたします。

児童育成課長

定員は1日30人を考えております。委託先につきましては、現在一時預かり事業とかをしてある事業所やNPO法人、あるいは届け出保育所等を想定いたしております。

宮嶋委員

今から探されるということになるわけですから、何月からされるんですか。

児童育成課長

一応、予定としましては4月の市報及びホームページで委託先の募集説明会の案内を掲載いたしまして、5月下旬ごろに選考を行い、事業の実施は6月の下旬か、7月を一応予定しております。

宮嶋委員

なかなか厳しいですね。手を挙げられるところがあるという目算があるのかもしれませんが、これは市内の小学生1年生から4年生ですかね、随時受け付けられるのか、特に親が日曜日仕事だというような方が預けられるのかもしれませんが、その登録とか、子どもの預かり方ですね。どういうふうにされるのか、教えてください。

児童育成課長

原則、事前に登録をお願いするように考えております。また、急な利用等にもですね、対応したいというふうに考えております。

宮嶋委員

せっかくいい制度ですので、突発的なことも確かにあると、私も一度課長に電話しましたが、夜7時、8時になって、今夜夜勤が入って預かってくれる人がいない、どこに預けたらいいでしょうかという質問もあったんですけど、そういうこともありますので、ぜひ周知徹底というか、そこら辺お願いして柔軟に応じていただくようお願いして、私の質問は終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:50

再 開 16:50

委員会を再開いたします。

続きまして、116ページ、一般給料62人分について、質疑を許します。

道祖委員

116ページ、民生費、生活保護総務費の一般給与62人分について、お尋ねいたしますけれど、ほかの委員さんがですね、資料を出してもらおうようになっていて、その中で見ますとですね、要はケースワーカーの持ち世帯が以前多かったんで、これはちょっと職員さんが厳しいんじゃないかということやをずっと言ってきて、その推移を見ていたわけなんですけれど、資料104ページによりますと、平成24年度の1月末で57人、だいたい57人で持ち数が80前後というふうになっております。3月3日の西日本新聞でケースワーカー1,000人

増員へということで、政府の方針が決まっておるわけですが、基本的には80人ぐらいを目途に取り組みられておるようですが、62名というふうに予算を、これはケースワーカー62名というふうにとっていいのかどうかですね。

保護第1課長

62名の人員についてはですね、正規の職員が58名、再任用職員が4名、それと保護課におきましては嘱託職員が16名、そして委託等で就労していただいています相談員、支援員等で合計84名体制で業務を遂行しております。84名中のうち57名がケースワーカーというふうになっているところでございます。

道祖委員

資料によると57名で平均80前後ですが、職員の皆さんいろいろですね、中間市の件もありますけれど、いろいろ持ち世帯が多くなると、いろいろなストレスが溜まって、何か違う方向に走っていくようでございますけれど、中間市ではね。そういう結果が出たみたいですが、そういうことがない、対応は大丈夫だと。持ち数はちゃんと80以下を目指して取り組んでいるということが言えるんでしょう。

保護第1課長

今57名の平均持ちケースは約82ケースでございます。それで現在、57名体制でケースワーカー業務を遂行しておりますけれども、今後も世帯数についてはふえていこうというふうに予測をされるところでございます。しかしながら、正規の職員の確保はなかなか厳しいものがありますので、嘱託職員の採用で今後も対応していきたいというふうに考えているところでございます。

道祖委員

対応の方法を考えているということでありますので、それはそれで結構なんですけれど、ぜひ、問題の生じないように努力をしていただきたい。また、就労についてもいろいろ相談にのっていただきたいというふうに思います。以上、要望して終わります。

委員長

お諮りいたします。議案第8号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日3月13日、午前10時から委員会を開き審査したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成25年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。